

# 奈良県障害者施策の推進について

## Ⅰ 共生社会の実現に向けた理解の促進

	ページ番号	取組	R6年度事業内容・取組内容	障害種別					指標	R6年度実績	R5年度実績	
				身体	知的	精神	発達	難病				
(1) 障害理解の促進	18	① 県民参加型啓発運動の推進	多様な障害特性や障害のある人への配慮の方法等について、県民理解を促進するまほろばあいサポート運動を推進します。県民や企業・団体等を対象に、障害理解を深めるための研修を幅広く実施し、様々な障害の特性や、それぞれに必要な配慮を理解し、日常生活で障害のある人に対するちょっとした手助けを実践していく「あいサポート」を養成します。併せて、本運動に積極的に取り組む「あいサポート企業・団体」の認定企業・団体数を増やしていきます。平成31年3月に作成した「奈良県障害理解促進DVD」やその他の啓発用パンフレット等を活用しながら、広く県民や企業等に対して様々な障害特性や、必要な配慮などを周知します。参加型・体験型の講座・イベントを開催し、より多くの県民に障害等について「知る」機会を作り、障害を理解し、手助けができる人を増やします。さらに、平成28年10月に導入したヘルプマークや令和元年6月に導入したヘルプカードの普及啓発により、障害のある人に対する配慮等を促し、障害のある人が支援を求めるやすい環境づくりを進めます。加えて、子ども向け障害理解促進啓発用パンフレット等を作成し、若年層からの啓発を推進します。	県民誰もが障害に対する理解を深め、必要な配慮等を実践するまほろば「あいサポート運動」を推進 障害等のある方が支援・配慮を必要としていることを示す「ヘルプマーク」の普及及び県民の配慮等を促進	○	○	○	○	○	あいサポート養成人数	2,022人	1,475人
		② 手話の普及等	「奈良県手話言語条例」に基づき、手話は言語であるという認識のもと、手話の普及及び県民理解の促進を図るとともに、手話を利用しやすい環境整備に向け、手話を学ぶ機会の確保や手話を用いた情報発信、手話通訳者等の確保・養成等に取り組みます。行政職員や、ろう者が生活する上で関わる医療関係職員、福祉関係職員、消防職員等が聴覚障害のある人への理解を深め、適切な配慮ができるよう手話講習会を開催とともに、内容の充実を図ります。中途失聴者や難聴者その他の手話を必要とする人が手話を学ぶことができるよう手話講習会を開催するとともに、内容の充実を図ります。聴覚障害のある乳幼児がその保護者又は家族と共に手話を獲得することができる環境整備に取り組みます。また、市町村その他の関係機関、ろう者、手話通訳者等と協力して、まほろばあいサポート運動の推進、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等を進めます。	「奈良県手話言語条例」の施行に伴う、条例の普及啓発の実施 手話ハンドブックの配付や手話講習会の開催など、手話を使いやすい環境の整備	○						-	-
		③ 心のサポーターの普及	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、メンタルヘルスやうつ病や不安など精神疾患の正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する傾聴を中心とした支援者である心のサポーターについて、身近な存在になる体制となるよう養成に取り組みます。	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、メンタルヘルスやうつ病や不安など精神疾患の正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する傾聴を中心とした支援者である心のサポーター養成研修を実施した。		○				心のサポーター養成講座受講人数	143名	-
(2) 障害を理由とする差別の解消	19	① 障害者差別の解消に向けた取組の推進	「障害者差別解消法」及び「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」に基づき、障害を理由とする差別（不利益な取扱い、合理的な配慮の不提供）の解消の取組を進めるとともに、まほろばあいサポート運動*150の推進により、障害理解の促進に取り組みます。本条例に基づき、引き続き障害福祉課に障害を理由とする差別に関する相談窓口を設置し、障害のある人等からの相談に応じるとともに、事案解決に向けて必要な助言、情報提供、関係者間の調整等を行います。また、相談窓口には、様々な障害特性や背景のある人から、幅広い分野・場面にわける相談が寄せられることから、各種研修会への参加等を通して、相談員の対応力向上に努めます。相談による解決が難しい場合は、奈良県障害者相談等調整委員会に助言又はあっせんを求めるなど、本条例に基づき適切に対応します。さらに、「障害者差別解消法」の改正により、令和6年4月1日から、それまで努力義務であった事業者による合理的配慮*32の提供が義務化されたことを踏まえて、より多くの企業・団体および県民に障害に対する理解を深めていただけるよう、引き続き「あいサポート研修*3」等の機会を捉えて、継続的な周知・啓発に取り組みます。	「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」の施行に伴う、相談体制の整備及び普及 相談員の配置、奈良県障害者相談等調整委員会の開催 奈良県版障害理解啓発DVD及びテキストの作成 チラシ・パンフレット配布 等	○	○	○	○	○	障害者相談窓口への相談件数 (年度内の解決件数)	35件	55件
			② 新規採用職員の研修	①新規採用職員を対象に、多様な障害について理解し、障害のある人への配慮の方法等について学ぶ動画研修を実施。 ・「障害の特性に対する理解と対応」研修 ②採用2年目職員及び新規採用主査採用職員を対象に、障害に関する理解を深めるとともに、障害のある県民とのコミュニケーションの方法について学ぶ研修を実施。 ・「障害のある県民への対応」 ③新任係長級及び新規採用係長級職員を対象に、障害のある就労者など、多様な人がともに働く職場づくりについて学ぶ動画研修を実施。 ・「職場のダイバーシティ研修」 ④新任課長級を対象に、障害を理由とする差別の解消に関して求められる管理職の役割について理解するための動画研修を実施。 ・「障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくりに関する管理職の心得」研修 ⑤課長補佐級、係長級職員を対象に、障害者雇用の事例を通じ、特性に応じた働き方を知り、あらゆる人がともに働くための意識の醸成を図る研修を実施。 ・「職場のダイバーシティ推進研修」	○	○	○	○	○		-	-
			③ 障害者に対する手話講習会	障害のある人に配慮した警察活動への理解を深めるため、 ・警察学校における初任教養の一環として、手話講習及び養護学校での体験実習を実施 ・警察学校における初任教養の一環として、人権課題等への理解に関する授業を実施 ・警察学校における昇任時教養・専科教養の一環として、部外講師による「知的障害者への理解」授業を実施 ・職場における研修において、部外有識者による「障害の基礎理解」に関する教養を実施	○	○	○	○	○	新規採用職員に対する手話講習及び 養護学校体験実習の開催実績 警察学校における初任教養実績 部外講師による教養実績 ・警察学校の昇任時教養 ・職場における教養	26件 11件 1件 2件	26件 1件 2件
			④ 障害者に対する手話講習会	障害のある人に配慮した警察活動への理解を深めるため、 ・警察学校における初任教養の一環として、手話講習及び養護学校での体験実習を実施 ・警察学校における初任教養の一環として、人権課題等への理解に関する授業を実施 ・警察学校における昇任時教養・専科教養の一環として、部外講師による「知的障害者への理解」授業を実施 ・職場における研修において、部外有識者による「障害の基礎理解」に関する教養を実施	○	○	○	○	○	新規採用職員に対する手話講習及び 養護学校体験実習の開催実績 警察学校における初任教養実績 部外講師による教養実績 ・警察学校の昇任時教養 ・職場における教養	26件 11件 1件 2件	26件 1件 2件
			⑤ 障害者に対する手話講習会	障害のある人に配慮した警察活動への理解を深めるため、 ・警察学校における初任教養の一環として、手話講習及び養護学校での体験実習を実施 ・警察学校における初任教養の一環として、人権課題等への理解に関する授業を実施 ・警察学校における昇任時教養・専科教養の一環として、部外講師による「知的障害者への理解」授業を実施 ・職場における研修において、部外有識者による「障害の基礎理解」に関する教養を実施	○	○	○	○	○	新規採用職員に対する手話講習及び 養護学校体験実習の開催実績 警察学校における初任教養実績 部外講師による教養実績 ・警察学校の昇任時教養 ・職場における教養	26件 11件 1件 2件	26件 1件 2件
			⑥ 障害者に対する手話講習会	障害のある人に配慮した警察活動への理解を深めるため、 ・警察学校における初任教養の一環として、手話講習及び養護学校での体験実習を実施 ・警察学校における初任教養の一環として、人権課題等への理解に関する授業を実施 ・警察学校における昇任時教養・専科教養の一環として、部外講師による「知的障害者への理解」授業を実施 ・職場における研修において、部外有識者による「障害の基礎理解」に関する教養を実施	○	○	○	○	○	新規採用職員に対する手話講習及び 養護学校体験実習の開催実績 警察学校における初任教養実績 部外講師による教養実績 ・警察学校の昇任時教養 ・職場における教養	26件 11件 1件 2件	26件 1件 2件

# 奈良県障害者施策の推進について

## 共生社会の実現に向けた理解の促進

ページ番号	取組	R6年度事業内容・取組内容	障害種別					指標	R6年度実績	R5年度実績		
			身体	知的	精神	発達	難病					
しやすい社会づくり	(3) 虐待の防止の推進	① 虐待の防止に向けた取組の推進	障害者虐待を未然に防止し、虐待が発生した際には迅速な対応ができるよう、市町村職員及び障害福祉サービス事業所等職員を対象に障害者虐待防止・権利擁護研修等を開催するとともに、研修内容の充実を図ります。さらに、誰もが参加できる公開講座を設け、障害者虐待に関する基礎知識の周知や意識啓発等を行うことにより、障害者虐待の未然防止及び早期発見につなげます。 奈良県障害者権利擁護センターにおいて受理した障害者虐待に関する相談・通報・届出等については、市町村障害者虐待防止センターをはじめとした関係機関と連携しながら、「社会施設等に係る通報への初動対応マニュアル」を活用し、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応状況について定期的に検証します。 障害者虐待への対応事例や対応方法等を記載した市町村職員向けの障害者虐待事例集を活用し、市町村職員の対応能力の向上を図ります。	①障害者虐待防止法の施行に伴い、障害者虐待の相談窓口として「奈良県障害者権利擁護センター」を県障害福祉課内に設置 ②障害者虐待防止・権利擁護研修の開催 一般公開講座、市町村職員コース、施設管理者コース、施設職員コース 令和3年度10月以降に実施予定	○	○	○	○	○	障害者虐待にかかる通報等の件数	81件	62件
		② 権利擁護支援体制の構築	障害のある人の権利擁護事業を解決する上で法律的知識や支援を必要とする場合に迅速に対応するため、障害福祉圏域ごとに圏域弁護士を配置し、新たに配置する統括（地域）アドバイザー等と連携した支援体制を構築することにより、障害者虐待を防止するとともに、障害のある人の自立及び社会参加を支援し、障害のある人の権利擁護を推進します。また、奈良県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会と実施する日常生活自立支援事業の普及・啓発や奈良県社会福祉協議会に窓口を設置する運営適正化委員会の周知及び活動の充実を図ります。	法律的知識を必要とする権利擁護事業の迅速な解決をはかるため、県内の障害福祉圏域に圏域弁護士を配置し、圏域マネージャー等と連携した支援体制を構築 5圏域（奈良、西和、東和、中和、南和）×各1名	○	○	○	○	○	圏域弁護士への相談時間数	31時間	47時間
	(4) 権利擁護の推進	③ 成年後見制度の利用促進	市町村が行う成年後見制度利用支援事業（地域支援事業）や成年後見制度法人後見支援事業（地域生活支援事業）について、実施にあたっての助言や情報提供等、各市町村において円滑に事業が実施できるよう、必要な支援を行います。 成年後見推進専門員を配置し、成年後見制度に関わる相談支援や市町村申立等の取組を行う市町村等関係機関に対して専門的な助言・支援を行います。また、各関係機関・団体等の専門家の連携促進や、市町村に対する基本計画の策定支援、中核機関設置に向けた市町村の検討会を実施し、各地域における成年後見制度の利用促進を図ります。 また、成年後見制度を必要とする障害のある人が制度を利用できるよう、研修等において制度の周知、啓発を行います。	○成年後見推進専門員の配置及び相談窓口の設置 円滑な成年後見制度運用のために必要な情報の提供や体制整備に係る相談・支援を実施 ○成年後見制度の基盤整備支援や成年後見制度における受任者の養成に向けた取り組み・専門員による行政・地域包括支援センターなどの相談受付機関への助言・指導 ・各支援機関、成年後見推進専門員、専門職の連携促進のため、権利擁護支援推進会議を開催 ・法人後見を受任する者の養成研修、連絡会を実施 ・成年後見制度普及啓発として、県民、市町村や支援機関等を対象にフォーラムを開催 ・市町村職員及び地域包括支援センター職員向け研修を実施 ・中核機関の広域設置に関する検討会の実施	○	○	○	○	○	市町村行政職員向け成年後見制度研修の受講人数（人）	46	106人
		④ 入院者訪問支援員の精神科病院入院患者への訪問	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第35条の2の規定により法定化された入院者訪問支援事業を実施し、県内精神科病院に入院中の方の希望に応じて入院者訪問支援員が訪問し、傾聴や必要な情報提供等を行い入院者の権利擁護を行います。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第35条の2の規定により法定化された入院者訪問支援事業を実施し、県内精神科病院に入院中の方の希望に応じて入院者訪問支援員が訪問し、傾聴や必要な情報提供等を行い入院者の権利擁護に取り組む、訪問支援員を養成した。		○				入院者訪問支援員養成研修受講人数	42名	—
	(5) 行政機関における配慮	⑤ 行政機関における合理的配慮の推進	行政機関の職員等が、障害や障害のある人に対する正しい理解を深め、障害のある人が適切な配慮を受けることができるよう、合理的配慮に関する考え方や具体的な事例等を整理したガイドラインを活用し、実践するよう進めます。 また、県においては、ガイドラインに加え、職員が事務事業を行うにあたり、障害のある人に適切に対応するための事項を定めた「職員対応要領」も活用し、様々な障害の特性やそれぞれに必要な配慮を理解するための職員研修を実施する等、障害のある人に必要かつ合理的な配慮を行います。	県職員が事務又は事業を行うにあたり、障害を理由とする差別（不利益な取扱い、合理的な配慮の不提供）を行わないよう、適切に対応するための基本的な考え方やその他必要な事項を定めた「職員対応要領」を平成28年3月に作成 平成28年4月には県の全所属を対象にした職員説明会を実施するとともに、毎年度、各部局長や所属長に対し、適切な対応や配慮を行うよう改めて周知。 令和6年4月施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」等を受け、「職員対応要領」を改定。	○	○	○	○	○	—	—	—
		⑥ 選挙における配慮	段差の解消や分かりやすい案内表示の設置、コミュニケーションボードの活用等、投票所の施設や設備のバリアフリー化を市町村選挙管理委員会と協力して推進します。 代理投票（代筆）制度の適正な運用を推進し、心身の状態等の理由により自ら投票用紙に記載することができない人の投票を支援します。 点字・音声・インターネットを通じた選挙等に関する情報提供の充実に努めるとともに、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会を確保するため、病院等で行う不在者投票や自宅で投票を行うことのできる郵便等投票制度の周知にも取り組みます。	1. 段差の解消や分かりやすい案内表示の配置等、投票所の施設や設備のバリアフリー化を市町村選挙管理委員会と協力して実施 2. 代理投票（代筆）制度の適正な運用を推進し、心身の状態等の理由により自ら投票用紙に記載することができない人の投票を支援 3. 点字・音声・インターネットを通じた選挙等に関する情報提供を実施。 ①点字による候補者氏名簿を投票所に備え付け ②候補者の政見等の点証または音声版を登録者に郵送 ③候補者の政見等の点証および音声版を市町村等（福祉事務所等）に備え付け ④候補者情報をホームページに掲載（音声読み上げ対応） 4. 病院等で行う不在者投票や自宅で投票を行うことのできる郵便等投票制度を周知し、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会を確保	○					—	—	—

# 奈良県障害者施策の推進について

ii 必要なときに身近な地域で相談できる体制づくり												
		ページ番号	取組	R6年度事業内容・取組内容	障害種別					指標	R6年度実績	R5年度実績
					身体	知的	精神	発達	難病			
1 地域における相談支援の体制づくり  (1) 多機関連携による包括的な相談支援	① 地域相談支援ネットワークの構築	23	令和5年4月に施行した「奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例」の基本理念を具現化していくため、県内に新たに配置する統括（地域）アドバイザーが中心となり、ライフステージで途切れることなく支援が必要な人につながり必要な相談ができる体制づくりに向け、市町村に対して地域における基幹相談支援センターの設置や自立支援協議会の活性化に対する助言を行うなど、地域の実情に即した相談支援ネットワークの構築に取り組みます。	専門性の高い相談、広域的な対応が必要な相談支援体制の整備 ・県自立支援協議会の運営 ・障害者総合相談圏域支援事業 西和・中和・東和の各圏域に圏域マネージャーを配置し、市町村や相談支援事業者への助言指導、相談ネットワークづくり、人材育成を実施。（南和圏域の市町村のうち、五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村及び十津川村は中和圏域マネージャーが、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村は東和圏域マネージャーが担当）	○	○	○	○	○	アドバイザーの派遣回数	570回	479回
	② 地域の相談窓口の充実	23	地域の相談窓口の充実に向け、相談支援事業所の機能強化・連携強化を支援します。 広報の充実により障害者相談員の役割や活動内容について周知を図り、障害のある人が身近な地域で気軽に相談できる体制の構築に取り組みます。	障害者相談員に必要な専門知識の習得と、相談業務に必要な資質の研鑽を図るために研修会を実施するとともに、障害者相談員の役割や活動内容について周知を図り、障害のある人が身近な地域で気軽に相談できる体制の構築に取り組む。（委託事業として実施）	○	○	○	○	○	障害者相談員研修会実施回数	1回	3回
	③ 奈良県自立支援協議会の活動の充実	23	地域課題のうち、広域的・専門的な対応が必要な課題については、市町村自立支援協議会と、奈良県自立支援協議会の専門部会やワーキングチームが連携して具体的な検討を行い、その解決に向けて市町村自立支援協議会と一緒に積極的に取り組みます。 奈良県自立支援協議会において当事者視点を確保するため、協議会の運営に障害のある人やその家族等の意見をより反映するための仕組みづくりに取り組みます。	障害のある人等への支援の体制の整備を図るために、県全域及び圏域における相談支援体制の整備を図ると共に、市町村が設置する協議会の設置及び運営に関する助言並びに市町村の相談支援体制の整備に関する支援を行うための方策を協議する奈良県自立支援協議会の運営を行う。	○	○	○	○	○	こども支援部会（R6は療育・教育部会）の開催	3回	2回
	④ 市町村自立支援協議会の活性化に向けた支援	23	市町村自立支援協議会による地域課題の解決に向けた取組の活性化に向けて、地域で解決が困難な広域的・専門的な課題については、奈良県自立支援協議会の活用等により、解決に向けた助言・支援を行います。	専門性の高い相談、広域的な対応が必要な相談支援体制の整備 ・県自立支援協議会の運営 ・障害者総合相談圏域支援事業 西和・中和・東和の各圏域に圏域マネージャーを配置し、市町村や相談支援事業者への助言指導、相談ネットワークづくり、人材育成を実施。（南和圏域の市町村のうち、五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村及び十津川村は中和圏域マネージャーが、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村は東和圏域マネージャーが担当）	○	○	○	○	○	自立支援協議会設置市町村数	38市町村	38市町村
	⑤ 見守り支援体制の構築	24	支援を必要とする人の早期発見、早期支援につなげるため、地域での見守りや民生・児童委員の訪問支援、民間企業との連携等による情報提供、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）等の専門職のアウトリーチ等による、住民に身近な圏域における重層的な見守りネットワークの構築を推進します。	市町村等の実情に応じた、包括的な支援体制の整備に向けた現場密着型支援。市町村等相互の情報共有及び研修の実施。CSWの更なる活用及び資質の向上に向けた調査、検討。	○	○	○	○	○	-	-	-
2 地域における発達障害者支援の体制づくり  (2) 地域支援の充実	① 専門的な相談機能の充実	25	【発達障害に関する相談】 奈良県発達障害者支援センターにおいて、専門的な相談機能の充実を図り、発達障害のある人、発達障害と診断されるには至らないものの社会生活に困りごとを抱えている、いわゆるグレーゾーンと言われる状態の方やその家族が、複合的な困りごとを抱えているなど難易度が高いケースの相談に対応します。 また、市町村の相談機能の強化のため、支援に関わる職員の職種やスキルに応じた研修等を行い人材育成に取り組むとともに、地域の支援機関や事業所、医療機関との連携等、地域支援機能の強化に取り組みます。また、相談支援、発達支援及び就労支援等の専門的な支援を行うとともに、市町村の相談窓口に専門的な立場により助言・支援を行います。 さらにペアレントメンターの養成や発達障害者支援センターとペアレントセンターとの連携による相談体制の充実により、家族等への支援体制の強化を図ります。	・発達障害支援センターの運営 ・地域支援ネットワークの構築 ・地域の支援機関等に対する個別支援や ・関係機関の連携、支援担当者の養成等を推進 ・家族支援体制の整備 ・ペアレントメンターの養成及び登録・派遣	○	○	○	○	○	発達障害者支援センターの関係機関への助言件数	752件	761件
	② 地域支援の充実		発達障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修件数	18件						25件		
	③ 地域支援の充実		発達障害者支援センター箇所数	1箇所						1箇所		
	④ 地域支援の充実		発達障害者支援センターへの相談件数	4485件						4670件		

# 奈良県障害者施策の推進について

		ii 必要なときに身近な地域で相談できる体制づくり	R6年度事業内容・取組内容	障害種別					指標	R6年度実績	R5年度実績	
		ページ番号	取組		身体	知的	精神	発達	難病			
2 誰もが適切な支援を受けられる専門相談体制の強化	(1) 障害特性等に応じた専門相談の充実	26	【重症心身障害に関する相談】 重症心身障害のある人、医療的ケアが必要な人とその家族が、身近な地域において心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、専門相談員を配置し、広域的・専門的な相談支援や各関係機関との連携・調整等を重症心身障害児者支援センターにおいて行います。	・重症心身障害児者支援センターの運営 ・相談支援の実施 重症心身障害児、医療的ケア児等に関わる主に医療、福祉関係者の専門的な支援に応じる ・関係機関の連絡、調整 福祉サービス等の支援関係機関の連絡会議の開催や在宅に移行する際のサービス調整等の支援	○	○	○	○	○	重症心身障害児者支援センター箇所数	1箇所	1箇所
			【高次脳機能障害に関する相談】 奈良県高次脳機能障害支援センターにおいて、高次脳機能障害のある人が、それぞれの状態やニーズに応じた切れ目のない支援を受けられるよう、支援コーディネーターを配置することで専門的な相談機能の充実を図ります。 高次脳機能障害のある人ができるだけ身近な地域で必要な支援を受けられるよう、医療から福祉、就労につなげていくための支援体制の構築に向け、高次脳機能障害のある人や家族の方々の交流及び学習の場を設けるとともに、関係機関に対して高次脳機能障害の理解促進を図るべく研修を実施します。	高次脳機能障害のある人が、それぞれの状態やニーズに応じた切れ目のない支援を受けられるよう、高次脳機能障害支援センターにおける相談支援体制の充実を図る。 高次脳機能障害のある人ができるだけ身近な地域で、必要な支援を受けられるよう、医療から福祉、就労につなげていくための支援体制の構築に向け、障害福祉サービス事業所等の地域支援機関をサポートする。	○		○			高次脳機能障害支援センター箇所数	1箇所	1箇所
		27	【聴覚障害に関する相談】 奈良県聴覚障害者支援センターにおいて、聴覚障害のある人（中途失聴・難聴者、盲ろう者を含む。）及びその家族等の多様な相談窓口として、必要な情報の提供及び助言を行います。 また、生活全般の問題解決のための相談支援、こころの相談、聞こえの悩み相談、育児相談等に対応できるよう相談機能の充実、強化に取り組みます。 また、生活全般の問題解決のための相談支援、こころの相談、聞こえの悩み相談、育児相談等に対応できるよう相談機能の充実、強化に取り組みます。	聴覚障害のある人（中途失聴・難聴者、盲ろう者を含む。）及びその家族等の多様な相談窓口として、必要な情報の提供及び助言を行います。 また、生活全般の問題解決のための相談支援、こころの相談、聞こえの悩み相談、育児相談等に対応できるよう相談機能の充実、強化に取り組みます。	○					聴覚障害者支援センターの相談件数	48件	47件
	② 障害のある子どもと家庭に対する専門的相談の充実	27	【視覚障害に関する相談】 視覚障害のある人及びその家族からの視覚障害に関する各種相談に対応するための窓口を引き続き設置するとともに、相談機能の充実、強化に取り組みます。 また、中途失明者及び盲ろう者に対して、歩行、コミュニケーション、日常生活動作など、生活に必要な各種訓練等を実施するとともに、各種相談に対応し、必要な助言・指導等を行います。	視覚障害のある人及びその家族からの視覚障害に関する各種相談に対応するための相談窓口として、必要な情報の提供及び助言を行う。 (委託事業として実施) また、中途失明者及び盲ろう者に対して、歩行、コミュニケーション、日常生活動作など、生活に必要な各種訓練等を実施するとともに、その他生活に必要な助言・指導を行う。 (委託事業として実施)	○					視覚障害者福祉協会の相談件数	57件	50件
			【奈良県地域生活定着支援センター】 高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする刑務所退所者等に対し、刑務所、保護観察所、地域の関係機関等と連携・協働しつつ、刑務所入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、社会復帰及び地域生活への定着を支援します。	障害のある人や高齢者で刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束が解かれた後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対し、円滑に社会生活に移行できるよう支援	○	○	○	○	○	相談・支援件数	78件	92件
		27	こども家庭相談センター（児童相談所）において、障害のある子どもとその家庭に対して、児童心理司及び児童福祉司等の専門職による助言・指導等を行うとともに、市町村や学校、その他の関係機関等と連携した支援の充実を図ります。 在宅の障害児とその家族の生活を支えるため、身近な地域で保護者の療育相談ができるよう、相談体制の強化に取り組むとともに、障害児の通う保育所や施設に対し、療育に関する助言を行います。 また、障害のある子どもとその家族等に対する支援の拠点となる児童発達支援センター等を中心とした地域ごとの相談支援の充実・強化に取り組みます。	社会情勢の変化により、子どもと家庭を巡る問題が複雑・多様化する中、家庭に対する子育て支援の観点から、電話相談(子どもと家庭テレホン相談)を通じて、早期に的確・適切な助言を実施  児童家庭支援センターにおいて、児童、家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言や指導を実施。 こども家庭相談センター等との連絡調整等を総合的に行い、地域における関係機関との連携を図る事業に対して補助	○	○	○	○	○	電話相談件数	精査中	精査中

# 奈良県障害者施策の推進について

## iii 希望する地域生活をための支援

	ページ番号	取組	R6年度事業内容・取組内容	障害種別					指標	R6年度実績	R5年度実績	
				身体	知的	精神	発達	難病				
1 自己決定を支える人材の確保・育成	（1） 自己決定を支える人材の確保・育成	① 相談支援従事者の確保・育成によるサービス等利用計画・障害児支援利用計画等の作成促進と質の向上	障害のある人の課題解決や適切なサービス等の利用に向け、質の高い計画が作成されるよう、相談支援専門員の養成及び資質向上に取り組みます。奈良県自立支援協議会の人材育成部会等を活用し、相談支援従事者初任者研修、現任研修及び主任相談支援専門員研修において、多職種が連携して意思決定支援を行うことの重要性や様々な課題等への対応を学ぶ研修を企画・実施します。また、個別の困難ケースに対し統括（地域）アドバイザーが助言することにより、相談支援専門員の相談のスキルの向上を図ります。地域の課題解決に向け相談支援専門員が中心となって、多職種が連携できるネットワークを構築し、障害のある人に寄り添った相談が実施できるよう統括（地域）アドバイザーが支援します。	地域におけるサービス等利用計画等の評価に係る取組に対し、スーパーバイザーを派遣。研修参加の相談支援専門員が作成したサービス等利用計画等を相互に評価するケアマネジメント能力向上研修を実施。（平成30年度で事業完了）西和・中和・東和の各圏域に圏域マネージャーを配置し、市町村や相談支援事業者への助言指導、相談ネットワークづくり、人材育成を実施。（南和圏域の市町村のうち、五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村及び十津川村は中和圏域マネージャーが、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村は東和圏域マネージャーが担当）	○	○	○	○	○	相談支援従事者研修了者数	初任者研修 79名 現任研修 73名	初任者研修 72名 現任研修 80名
									サービス管理責任者研修了者数	基礎研修 263名 実践研修 204名 更新研修 184名	基礎研修 257名 実践研修 230名 更新研修 209名	
									サービス等利用計画において相談支援専門員が作成した計画の割合	87.0%	87.9%	
	② 障害福祉サービス事業所等の従事者の確保	平成28年12月から運用している奈良県福祉・介護事業所認証制度を通して、事業所の人材育成や就労環境の整備等の取組を「見える化」し、安心して働くことができる事業所を積極的に周知することで、福祉・介護業界全体のレベルアップとボトムアップを推進し、参入促進、離職防止・定着促進を図ります。また、認証事業所に勤務する福祉・介護職員を「福祉・介護のお仕事PR隊」として委嘱し、若者等に福祉・介護の仕事の魅力などをダイレクトに情報発信することで、職業としての認知度の向上やイメージアップを図り、就労に繋がる取組を推進します。福祉人材センターにおいて、就職希望者と求人事業所双方の希望に添ったきめ細かなマッチングを行うとともに、職場体験や職場見学等の機会を設け、福祉・介護の仕事をより身近に感じてもらう取組を進めます。	障害福祉サービス又は相談支援の質の向上を図るため、必要な人材育成を実施。 ①相談支援従事者研修事業 ・初任者研修（5日間） ・現任者研修（4日間） ②障害支援区分認定調査員等研修事業 ・障害支援区分認定調査員研修（1日間） ・市町村審査会委員研修（1日間） ・主治医研修（1日間） ③サービス管理責任者等研修事業 ・サービス管理責任者基礎研修（3日間） ・サービス管理責任者実践研修（3日間） ・サービス管理責任者更新研修（2日間）	○	○	○	○	○	相談支援従事者研修了者数	初任者研修 79名 現任研修 73名 主任研修 12名	初任者研修 72名 現任研修 80名 主任研修 7名	
									障害支援区分認定調査員研修了者数	45人	39人	
									市町村審査会委員研修了者数	59人	35人	
	③ 障害福祉サービス事業所等の従事者の資質向上	障害特性や取り巻く環境等に対応できる人材を育成するため、奈良県自立支援協議会の人材育成部会等を活用し、サービス管理責任者等研修の内容の充実を図るとともに、様々な課題に対応した専門研修を企画・実施します。強度行動障害のある人が、住み慣れた地域で暮らせるよう、障害福祉サービス事業所等の職員を対象とした支援者養成研修を開催する等、適切な支援ができる人材の養成に取り組みます。障害福祉サービス事業所等が、利用者（障害のある人）の立場に立った質の高いサービスを提供することができるよう、奈良県福祉人材センターにおいて、就労年数や職場内の役割に応じた知識や技術等を向上させるための研修を実施します。障害福祉サービス従事者に必要な資質を示すため、奈良県自立支援協議会の人材育成部会を活用し、令和6年度に「奈良県障害福祉人材育成ビジョン」を作成しました。同指針に基づき研修を行うことにより従事者の質の確保を図ります。	強度行動障害のある人に対し、適切な支援を行う人材を育成するための研修を実施 ・基礎研修（2日間） ・実践研修（2日間）	○	○	○	○	○	研修終了者数（基礎）	88名	92名	
									研修終了者数（実践）	88名	93名	
1 自己決定・自立した生活の支援	（2） 自己決定・自立した生活の支援	① 基盤整備の促進及び支援内容の質の向上	障害福祉サービス等の見込量の確保に向けたサービス基盤の整備や、障害福祉サービス事業所等における支援内容の充実を図るため、施設・設備の整備に対する支援や事業運営に必要な情報提供等を積極的に行います。	障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な障害福祉サービスに係る自立支援給付費負担金 居宅介護、重度訪問介護、行動援助護、同行援助護、短期入所、生活介護、療養介護、施設入所支援、相談支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立訓練、共同生活援助、自立生活援助、補装具の利用に対する負担金 市町村が行う地域生活支援事業に關し、実施にあたっての助言や情報提供を行うなど、各市町村において円滑に事業が実施できるよう、必要な支援を行なう。 障害者支援施設等の整備に対し補助 大規模修繕 (福)総合施設美吉野苑 定員 35人(R5 2月補正) (福)鳳鳴会 定員 30人(R5 2月補正)	○	○	○	○	○	-	-	-
									実施市町村数	38市町村	38市町村	
									整備件数	2件	2件	
									実施市町村数	16市町村	14市町村	

# 奈良県障害者施策の推進について

## iii 希望する地域生活をための支援

	ページ番号	取組	R6年度事業内容・取組内容	障害種別					指標	R6年度実績	R5年度実績
				身体	知的	精神	発達	難病			
立した生活につなげる障害福祉サービス等の充実	33	② 支給決定の適正化	市町村における障害福祉サービス等の支給決定の適正化を図るため、障害支援区分認定に関わる認定調査員、市町村審査会委員、意見書記載医師の資質向上を図るとともに、各市町村の支給決定基準に基づき、サービス等利用計画等を踏まえた公平かつ適正な支給決定が行われるよう、必要な助言を行います。	障害福祉サービス又は相談支援の質の向上を図るため、必要な人材育成を実施。 ①相談支援従事者研修事業 ・初任者研修（5日間） ・現任者研修（4日間） ②障害支援区分認定調査員等研修事業 ・障害支援区分認定調査員研修（1日間） ・市町村審査会委員研修（1日間） ・主治医研修（1日間） ③サービス管理責任者等研修事業 ・サービス管理責任者基礎研修（3日間） ・サービス管理責任者実践研修（3日間） ・サービス管理責任者更新研修（2日間）					相談支援従事者研修修了者数 障害支援区分認定調査員研修修了者数 市町村審査会委員研修修了者数 主治医研修修了者数 サービス管理責任者研修修了者数	初任者研修 79名 現任者研修 73名 主任研修 12名 45人 59人 106人 基礎研修 263名 実践研修 204名 更新研修 184名	初任者研修 72名 現任者研修 80名 主任研修 7名 39人 35人 103人 基礎研修 257名 実践研修 230名 更新研修 209名
	33	③ 社会福祉施設、障害福祉サービス事業所等の指導監査の充実	施設・事業所等に対して、社会福祉事業の適正な運営、サービスの質の確保及び各種給付の適正化がなされるよう、指導監査体制の充実を図るとともに、効果的な指導監査を行います。	指定介護サービス事業所、指定障害福祉サービス事業所に対する指導監査の実施 県所管の社会福祉法人、社会福祉施設に対する指導監査の実施					障害福祉サービス事業所の実地指導実施事業所数 障害福祉関係社会福祉施設の指導監査施設数	5施設 169事業所	7施設 197事業所
	33	④ 市町村における地域生活支援に向けた取組に対する支援	市町村が行う地域生活支援事業に關し、市町村と情報交換を行い取り組み状況を把握したうえで、利用者のニーズに応じて必要量が供給されるよう、事業の着実な実施を促していきます。 また、地域の実情に応じて、主体的に施策を展開する市町村の取組を積極的に支援していきます。	市町村が行う地域生活支援事業に關し、実施にあたっての助言や情報提供を行うなど、各市町村において円滑に事業が実施できるよう、必要な支援を行う。							
	33	⑤ 身体障害者補助犬の貸与及び啓発	身体障害者補助犬を必要とする人に対して貸与を行うとともに、貸与に必要な補助犬を育成する事業者に対して支援を行います。 県民や施設管理者等に対して、「まほろば『あいサポート運動』」や広報パンフレットの配布等を通して補助犬についての理解を促すとともに、補助犬を利用する人の自立と社会参加を促進します。	身体障害者補助犬を必要とする人に対して貸与を行うとともに、貸与に必要な補助犬を育成する事業者に対して支援を行う。 県民や施設管理者等に対して、「まほろば『あいサポート運動』」や広報パンフレットの配布等を通して補助犬についての理解を促すとともに、補助犬を利用する人の自立と社会参加を促進する。 令和2年度は、盲導犬2頭、聴導犬1頭を貸与。					補助犬貸与数	1頭	0頭
2 ネットワークの強化	(1) 支援ネットワークの形成	① ライフステージに応じた切れ目ない支援	支援が必要な人の困りごと・ニーズを把握し、それらを解決していくため、市町村や関係機関等と連携し、支援が必要な人に生涯にわたって、寄り添いつながり続けながら包括的に支援する体制の構築を図ります。	サポートブック「リンク ぶらす」の内容改定について、奈良県支援協議会療育・教育部会にて検討を実施					検討実施回数	3回実施	-
		② 学齢期における支援機関の連携	学齢期における支援は、支援主体となる機関が多岐にわたりますが、障害のある児童に対する一貫した支援を実施するため、保護者・教育・福祉等が連携できる体制を整備します。	地域療育支援ネットワーク推進事業（～R6） 地域療育連携センターを配置し、市町村や地域自立支援協議会等を中心とした地域の特性に応じた療育支援ネットワークの構築・運営に向けた支援を実施 児童発達支援センター等機能強化事業（R7～） 市町村や地域自立支援協議会等を中心とした関係機関のネットワークの構築等に向けた支援を実施					地域療育支援ネットワーク推進事業実施事業所数（～R6） 児童発達支援センター等機能強化事業実施事業所数（R7～）	1事業所	-
		③ 地域の支援機関のネットワークの形成	障害のある人の重度化や高齢化を見据え、居住支援のための機能をもつ地域生活支援拠点（相談・体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり）の整備が、「障害者総合支援法」の改正により市町村に努力義務化されました。市町村の実情に応じ整備が進むよう、統括（地域）アドバイザーを配置し、具体的な方策について助言を行います。 また、市町村自立支援協議会を中心に地域の支援機関が連携できる体制を整えるため、情報提供等を行う勉強会を開催します。	地域生活支援拠点（相談、体験の機会・場、緊急時の受入、対応、専門性、地域の体制づくり）を、市町村の実情に応じ整備できるよう、圏域マネージャーによる助言					地域生活支援拠点設置市町村数	3市町村及び1圏域（12市町村）	3市町村及び2圏域

# 奈良県障害者施策の推進について

## iv 地域で安心してともに暮らすための支援

	ページ番号	取組	R6年度事業内容・取組内容	障害種別					指標	R6年度実績	R5年度実績	
				身体	知的	精神	発達	難病				
1 住まいの確保	(1) 地域における住まいの充実	① グループホームの整備促進	グループホームの必要量を確保するため、創設、バリアフリー化、スプリンクラー等の設備整備に対する支援等を行うとともに、地域住民に対して障害のある人への理解や意識啓発を促し、グループホームの整備が地域において受け入れられやすい環境づくりに取り組みます。 また、重度の障害のある人が地域において日中サービスが利用できる体制を整えるため、日中サービス支援型グループホームの整備の促進や地域偏在の解消を目指します。さらに、障害のある人の加齢に伴う障害の重度化等、心身の状況の変化に応じたグループホームのあり方についての検討を引き続き進めます。 引き続き、必要な予算の確保を国に要望していきます。	障害のある人が地域において必要な障害福祉サービスを受けることができる社会基盤の充実を目的に、グループホームを含む障害者福祉施設の整備に対し、国庫補助金を活用した施設整備補助を実施。 障害者支援施設等の整備に対し補助 ○創設（日中支援型グループホーム） (福)奈良県手をつなぐ育成会 定員 10人 (R6当初)	○	○	○	○	○	グループホームの定員数	2278人	1957人
		② 公的賃貸住宅・民間賃貸住宅における住まいの確保	障害のある人等が日常生活を営む上で、住まいのバリアフリー化は不可欠です。 公的賃貸住宅においては、老朽ストックの建替等により、バリアフリー対応住戸を供給します。また、公募の際には、福祉世帯向け等の枠を確保し、優先的な配慮を行っていることについて、周知を図ります。 民間賃貸住宅においては、国庫補助事業の活用やセーフティネット住宅*97の登録について、民間事業者への啓発を行うとともに、障害がある等の理由により賃貸住宅への公平な入居機会が不当に制限されることがないよう、民間賃貸住宅を管理する団体等に対して助言等を行います。	公的賃貸住宅においては、老朽ストックの建替等により、バリアフリー対応住戸を供給。また、公募の際には、福祉世帯向け等の枠を確保し、優先的な配慮を行っていることについて、周知を図る。 民間賃貸住宅においては、国庫補助事業の活用やセーフティネット住宅の登録について、民間事業者への啓発を行い、バリアフリー化の促進を支援するとともに、障害があるなどの理由により賃貸住宅への公平な入居機会が与えられないことのないよう、民間賃貸住宅を管理する団体等に対して助言等を行う。	○	○	○	○	○	県営住宅福祉枠（うち身体障害者向け）募集住居数	1	2
		③ 市町村における住宅入居等支援に向けた取組に対する支援	賃貸契約により一般住宅へ入居希望しているが、保証人がいない等の理由から入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行います。また、家主への相談・助言や入居後の緊急時における対応等の支援が市町村において円滑に実施できるよう、助言や情報提供等の支援を行います。	保証人がいないなどの理由により民間賃貸住宅への入居が困難な人に対する支援として実施されている、住宅入居等支援事業が市町村において円滑に実施されるよう、助言や情報提供等の支援を行う。	○	○	○	○	○	-	-	-
	(2) 施設入所を必要とする人への支援	① 入所施設における生活の質の向上	障害の程度や介護者の状況等により、地域での生活が困難な方の生活の場を確保するため、施設入所支援利用の見込量を踏まえ、入所施設の必要量の確保に取り組みます。 施設における生活の質の向上に向け、サービス等利用計画*38に基づく適切な支援が行われるよう、相談支援事業所と入所施設の連携強化に取り組みます。	障害の程度や介護者の状況等により、地域での生活が困難な方の生活の場を確保するため、施設入所支援利用の見込量を踏まえ、入所施設の必要量の確保に取り組む。 施設における生活の質の向上に向け、サービス等利用計画に基づく適切な支援が行われるよう、相談支援事業所と入所施設の連携強化に取り組む。	○	○	○	○	○	-	-	-
		② 県立障害福祉施設における障害児支援の充実	県立福祉型障害児入所施設として令和2年4月より開園した藤の木学園において、障害特性に応じた多様なサービスの提供や社会的養護の重要性を強く認識し、安心して暮らすことができるセーフティネット機能の確保に取り組みます。 少人数で個々の特性に配慮し、より家庭での生活スタイルに近いユニット別の入所支援や、短期入所や日中一時支援による在宅児童の居場所づくり、家族のレスパイト（休息等）への支援、虐待等による在宅児童の一時保護委託に対応していきます。 また、県全体の障害児支援の充実を目指し、市町村単位では難しい高度な専門性が求められる支援や、広域的な事業等に取り組み、市町村並びに障害児支援事業所等への支援に取り組みます。	県立障害児入所支援施設である登美学園・筒井寮については、一体的に建替整備を行い、入所機能及び短期入所等の在宅支援機能の充実を図る。また、障害児支援が身近な地域で安心して受けられるよう、市町村や関係機関等とのネットワークの構築、障害児支援事業所・保育園・幼稚園等の地域で活躍する支援者の育成・確保のための研修会の開催や助言・指導を行うなど、障害児支援の拠点的機能にも取り組む。	○	○	○	○	○	知的、盲ろう児童支援者向け実践研修会のべ参加者数	64人	80人
				登美学園敷地内において、登美学園と筒井寮を一体的に建替整備を行い、入所機能に加え、在宅支援機能や拠点的機能を有する県立障害児施設として、機能等を充実 ※H24年度：基本構想策定、H25年度：基本計画策定、H26年度：測量・不要施設の撤去等、H27年度：境界確定・施設整備検討・焼却炉解体撤去、H28年度：造成実施設計、地質調査、建築設計、近隣家屋調査、H29年度：造成実施設計、造成工事、建築設計、H30年度：造成工事、建築工事、H31年度：建築工事、R2年度：登美学園解体撤去、造成設計、新指導訓練棟・管理棟建築設計、R3年度：造成工事、旧指導訓練棟解体撤去設計、新指導訓練棟・管理棟建築、R4年度：新指導訓練棟・管理棟等建築、造成工事修正設計、R5年度：新指導訓練棟・管理棟等建築、不要施設の撤去、造成・外構工事、R6年度：造成工事（竣工）	○	○	○	○	○	-	-	-

# 奈良県障害者施策の推進について

## iv 地域で安心してともに暮らすための支援

	ページ番号	取組	R6年度事業内容・取組内容	障害種別					指標	R6年度実績	R5年度実績	
				身体	知的	精神	発達	難病				
1 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進  2 バリアフリーの推進	40	① 住みよい福祉のまちづくりの推進	「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、障害のある人に配慮したまちづくりを進めるとともに、障害や高齢・難病等で歩行が困難な方、けが人や妊産婦で一時的に移動に配慮が必要な方が利用できる「奈良県おもいやり駐車場制度」について普及・啓発を進めます。	障害のある人・高齢者をはじめとする全ての県民が自らの意思で自由に行動し、安全で快適に生活できる地域社会の実現を目指し、令和3年度に引き続き令和4年度も「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」及び「バリアフリー法」に適合した建築物の福祉整備を推進する。	○	○	○	○	○	条例に基づく届出の受理件数	133件	105件
				障害のある人や高齢者・妊産婦、けが人等の移動に配慮が必要な方のための駐車場を整備するとともに、これらの方に利用証を交付し、当該駐車場の利用を促進。	○	○	○	○	○	バリアフリー法に基づく認定件数	0件	0件
	41	② 総合的なバリアフリー化の推進	幅の広い歩道の整備や視覚障害者誘導用ブロックの敷設、バリアフリー対応型信号機の設置、県有施設のバリアフリー化等を推進します。 市町村において、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想の作成を促進するため、専門的・技術的な支援を行います。	県内市町村におけるバリアフリー基本構想の策定を推進するため、近畿運輸局からの各市町村への照会結果をリスト化し、策定に積極的な市町村や、課題となっている点を抽出し課題を解決するための方策を検討した。 まちづくり連携協定を締結している市をターゲットに、市への説明も行い積極的な働きかけを行う。	○	○	○	○	○	バリアフリー基本構想策定数（累計）	13	13
				バリアフリー基本構想における生活関連経路を「奈良県安心歩行空間整備方針」で重点的に取り組む路線として歩行空間整備を推進。 引き続き、今年度においてもバリアフリー基本構想の重点整備地区の県管理道路において生活関連経路のバリアフリー化を推進。	○	○	○	○	○	県管理道路における歩道整備率（国の道路統計年報より算出）	未確定 (道路統計年報2024・R5.3.31時点)	未確定 (道路統計年報2024・R5.3.31時点)
				幅の広い歩道の整備や視覚障害者誘導用ブロックの敷設、バリアフリー対応型信号機の設置、県有施設のバリアフリー化等を推進。 市町村による「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づくバリアフリー基本構想の策定を促進するため、専門的・技術的な支援を行います。  (令和6年度の成果) 視覚障害者対応信号機 4箇所  ※令和7年度も継続	○					バリアフリー対応型信号機	400箇所 (累計)	396箇所 (累計)
	41	③ 公共交通機関のバリアフリー化の推進	鉄道駅の段差解消や障害特性に配慮した案内表示板等による情報提供の充実、ノンステップバスの導入等、公共交通機関のバリアフリー化を推進するため、公共交通事業者に対し支援等を行います。 通院や買い物等の日常生活に必要な移動に不便や不自由を感じることなく暮らせるよう、移動ニーズに応じた交通サービスの実現に取り組みます。	公共交通機関のバリアフリー化を推進するため、鉄道駅の段差解消等を実施する公共交通事業者に対し支援を行う。併せて、利用者数が一定規模以上の鉄道駅における移動円滑化設備等に対する調査を行い、今後の取組方針の検討を行う。	○					一日の平均利用者数が3千人以上の駅及び2千人以上3千人未満でバリアフリー基本構想の生活関連施設に位置付けられた駅のうち段差が解消された駅	57駅	53駅
				公共交通機関のバリアフリー化を推進するため、バリアフリー基本構想策定地域内（主に鉄道駅周辺）の運行に供されるノンステップバスの導入等を実施する公共交通事業者に対し支援を行う。	○					ノンステップバスの導入率（対象車両数比）	78.8	74.7%
				公共交通機関のバリアフリー化を推進するため、公共交通の存続が困難な地域として当該事業において補助対象となっている系統の運行に供されるノンステップバスの導入を実施する公共交通事業者に対し支援を行う。※R6年度は事業廃止	○					ノンステップバスの導入率（対象車両数比）	78.8	74.7%
	41	④ ユニバーサルツーリズムの推進	ユニバーサルツーリズムを推進するため、宿泊事業者をはじめとする観光関連事業者、福祉関連事業者等と連携した取組を進め、ホームページにより県内のバリアフリー情報を発信する等、全ての人が安心して観光を楽しめる環境づくりに取り組みます。	・ユニバーサルツーリズムの普及・推進のための取り組みを実施 ・奈良県HPに掲載し、継続的に情報発信に取り組む	○	○	○	○	○	-	奈良県HPに掲載	50部 (作成部数においては全て配布済)
	41	⑤ 県の施設におけるバリアフリー化の推進	県の施設については、障害のある人に配慮した施設整備や運営が必要です。新たな施設の整備や既存施設の改修時にハード・ソフトの両面からのバリアフリー化を進めます。 また、整備にあたっては、当事者の意見を聞くよう努めます。	県の施設については、障害のある人に配慮した施設整備や運営が必要であり、府内各部局が連携できるよう、奈良県障害者政策推進本部会議においてバリアフリー化に関する情報共有を行い、新たな施設の整備や既存施設の改修時にハード・ソフトの両面からのバリアフリー化を進める。	○	○	○	○	○	-	-	-

# 奈良県障害者施策の推進について

## iv 地域で安心してともに暮らすための支援

	ページ番号	取組	R6年度事業内容・取組内容	障害種別					指標	R6年度実績	R5年度実績	
				身体	知的	精神	発達	難病				
3 防犯対策の推進及び消費者被害の防止	(1) 防犯対策の推進	① 防犯対策の推進	各種広報媒体を用いた防犯情報の提供や防犯講習等、障害のある人が犯罪被害に遭わないための対策を幅広く実施するとともに、障害のある人からの110番通報に迅速かつ的確に対応するための110番アプリの周知や、手話通訳能力を有する警察職員の配置等に取り組みます。 行政・住民・事業所等が一体となって自主防犯活動に取り組むまちづくりを推進します。	地域での防犯活動を支援する企業や事業所の登録	<input type="radio"/>	防犯サポート事業所登録数	111事業所	111事業所				
				不審者対応訓練や防犯講習等、障害のある人が犯罪被害に遭わないための対策を幅広く実施するとともに、障害のある人からの110番通報に迅速かつ的確に対応するためのFAX110番・メール110番・110番アプリの周知や、手話通訳能力を有する警察職員の配置等に取り組みます。	<input type="radio"/>	障害者も被害に遭わないための不審者対応訓練・防犯教室の開催実績	9件	13件				
3 防犯対策の推進及び消費者被害の防止	(2) 消費者被害の防止	① 消費者被害の防止	障害のある人を対象とした啓発講座等を実施し、消費者被害防止を図ります。 また、県内の消費生活相談窓口と地域をつなぐパイプ役となる「くらしの安全・安心サポート」を養成し、障害のある人に対して情報提供や啓発等を行う見守りボランティア活動につなげます。 福祉関係団体、自治連合会や弁護士会等と行政が参画する「奈良県見守りネットワーク」を設置し、消費者トラブルに関する情報提供等を行います。また、関係団体に対して、毎月「ならこじかつつしん」を送付又はメール配信するほか、中学校・高等学校の教員及び県内で消費者教育・啓発を行っている人向けに講座を開催します。さらに、生徒・学生向けに講座を行う「移動講座」を実施するなど、消費者被害の未然防止・拡大防止に努めます。	県関係課、関係機関及び県内の高齢福祉団体と連携し、高齢消費者・障害消費者の被害を防止するための周知・啓発を実施する。	<input type="radio"/>	奈良県見守りネットワーク会議開催数	1回	1回				
				消費者の自立を支援するために、消費者教育や消費者の啓発につながる講演や研修会を開催するとともに、啓発冊子等を配布する。	<input type="radio"/>	・移動講座の回数 ・ならこじかつつしんの発行回数 ・くらしの安全・安心サポートの活動（出前講座）回数	-64回 -12回 -27回	-51回 -12回 -22回				
4 災害時における支援の充実	(1) 災害時における支援の充実	① 要配慮者に関する取組の推進	災害発生時に、支援が必要な人の安全を守るため、研修等の実施により、市町村における避難行動要支援者名簿の定期的な更新や個別避難計画の作成を促進するとともに、日頃から地域において支援が必要な人と支援者等が交流して信頼関係を築くことにより、支援が必要な人の所在や状況を把握し、支援が必要な人に配慮した避難支援体制を構築します。 また、障害福祉サービス事業所において、災害時に迅速に対応できるよう、非常災害計画が策定されているかを確認し、策定されていない事業所に対しては指導を行います。令和元年11月に発足した奈良県災害派遣福祉チーム（DWAT）の災害時派遣により、高齢者、障害のある人、乳幼児等の要配慮者に対して適切な福祉支援を行うことにより、二次被害の防止を図ります。また、DWATの体制を充実させるとともに、災害時に効果的に活動できるよう研修や訓練を実施するなど平時から災害に備えます。 特に、医療的ケア児者については、人工呼吸器や住宅酸素療法など命に直結する機器を使用し、災害時においても適切な医療的ケアの継続が必要であるため、市町村や特別支援学校、病院、医療機器関連業者等と連携・協働しながら、支援の充実に向けた検討を進めます。	・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成状況等の実態調査を実施 ・市町村向け研修会を実施	<input type="radio"/>	個別計画の作成市町村数	37市町村	19市町村				
				災害対策基本法に基づく市町村の義務とされる避難行動要支援者名簿の完成に関する記載等を含む、市町村の地域防災計画見直しを支援	<input type="radio"/>	DWATチーム員登録者数	172名	159名				
		② 福祉避難所の整備・運営	福祉避難所の充実に向け、研修等の実施により、市町村における新たな福祉避難所の指定及び個々の障害特性等に配慮した機能強化の促進に取り組みます。 また、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」に基づいた避難訓練の実施等、市町村における取組を支援します。	・福祉避難所の指定や環境整備の状況等の実態調査を実施	<input type="radio"/>	地域防災計画を見直した市町村数	6市町村	12市町村				
		③ 災害時のこころのケアの推進	災害時の精神科医療の確保に向け、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の編成及び派遣が迅速に行われるよう、精神科医療機関に協力を求め体制整備を推進するとともに、平常時より関係機関による連絡会議を開催する等、必要な体制整備を図ります。 被災者支援に関する医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等の専門職を対象とした研修会を実施し、災害時のこころのケア支援に関する知識や支援技術の向上を図ります。	災害時の緊急時にこころのケアに関する対応を円滑に実施できるよう体制を強化・多職種チーム構成員に対する研修会の開催			<input type="radio"/>			こころのケアに関する研修受講者数	46人	能登半島地震の影響により未実施

# 奈良県障害者施策の推進について

## Ⅳ いつでも必要な医療や療育を受けられる環境づくり

	ページ番号	取組	R6年度事業内容・取組内容	障害種別					指標	R6年度実績	R5年度実績	
				身体	知的	精神	発達	難病				
(1) 保険・医療と福祉の連携の強化	48	① 障害のある人の在宅医療等の支援の充実	第8次奈良県保健医療計画（計画期間：令和6年度～令和11年度）に基づく医療分野における取組と連携し、精神障害のある人、重症心身障害のある人、医療的ケアが必要な人、難病患者及び認知症の人に対する関係者の支援ネットワークの構築に向けて取り組みます。	訪問看護の充実を図るため、看護師への研修等を実施  「訪問看護師養成講習会」の開催 ・eラーニング、集合研修（1日×4回）、訪問看護ステーションでの実習（3日）を組み合わせた講習会を実施。	○	○	○	○	○	研修修了者数	17	14名
			精神障害や重篤な認知症をもった人が住み慣れた地域で自分らしく暮らすため、精神障害者とその家族に対応できる地域医療体制を整える必要がある。訪問看護師が精神科訪問看護に対応できるように、精神科訪問看護の研修を奈良県看護協会に委託。  ・精神科訪問看護研修会の開催			○				研修修了者数	0	36名
			在宅医療の担い手となる訪問看護人材の確保・定着、育成を推進し、訪問看護サービスの安定供給を図るため、学生、新人から管理者まで段階的に確保・資質向上支援を行うほか、地域における多職種との連携を促進。  ・インターンシップ事業 ・プリセプター事業 ・リスク研修 ・多職種連携事業 ・管理者研修 ・地域教育 ・教育計画・プログラム策定事業 ・認定看護師派遣調整 ・相談事業 ・実態調査・分析	○	○	○	○	○	就業者数	(隔年調査を根拠としているため)	928名	
			訪問看護総合支援センターにおいて事業を実施  18歳以上の身体障害者手帳所持者が障害の程度を軽減もしくは改善するための医療費に対する負担金	○				-		-	-	
			心身障害者歯科衛生診療所において、一般の歯科医院での診療が困難な障害のある人の診療を行うとともに、診療機器の更新・整備を行います。 また、医療情報ネットにより、著しく歯科診療が困難な者（障害のある人等）の歯科治療に対応する歯科医療機関を検索できる体制を確保するほか、在宅歯科医療（訪問歯科診療）を推進するため、在宅歯科医療や口腔ケア指導等を実施する歯科診療所等の紹介などを行う『在宅歯科医療連携室』を設置して、在宅歯科医療を受けたい方、家族等のニーズに応えます。	心身障害者歯科衛生診療所において、一般の歯科医院での診療が困難な障害のある人の診療を行うとともに、診療機器の更新・整備を行う。	○	○	○	○	○	歯科衛生診療所診療件数	3484件	3620件
	48	② 障害のある人の歯科医療受診環境の確保	心身障害者歯科衛生診療所において、一般の歯科医院での診療が困難な障害のある人の診療を行うとともに、診療機器の更新・整備を行います。 また、医療情報ネットにより、著しく歯科診療が困難な者（障害のある人等）の歯科治療に対応する歯科医療機関を検索できる体制を確保するほか、在宅歯科医療（訪問歯科診療）を推進するため、在宅歯科医療や口腔ケア指導等を実施する歯科診療所等の紹介などを行う『在宅歯科医療連携室』を設置して、在宅歯科医療を受けたい方、家族等のニーズに応えます。	在宅歯科医療や口腔ケア指導等を実施する歯科診療所等の紹介などをを行う在宅歯科医療連携室の設置・運営	○	○	○	○	○	在宅歯科医療連携室が関係した在宅歯科診療訪問件数	643件	476件
				県内特別支援学校に通学する児童生徒の保護者を対象に、障害者歯科治療の現状に関する講演を行うとともに、希望する保護者に対して児童生徒の歯科保健医療に関する個別相談を実施する。	○	○	○	○	○	事業実施校数	1校	1校

# 奈良県障害者施策の推進について

#### ▼ いつでも必要な医療や療育を受けられる環境づくり

Ⅴ いつでも必要な医療や療育を受けられる環境づくり													
	ページ番号	取組	R6年度事業内容・取組内容	障害種別					指標	R6年度実績	R5年度実績		
				身体	知的	精神	発達	難病					
(2)精神障害のある人への支援	49	① 精神科救急医療体制の充実	精神疾患の急性発症や症状急変により、速やかに医療の必要がある人に対応するため、夜間・休日における相談・診療体制の充実及び入院病床の確保により、24時間365日の精神科救急医療システムの充実に取り組みます。医療機関等によるアウトリーチにおいては、時間外にも対応できる多職種チームの設置を目指すとともに、保健所や精神保健福祉相談員、障害福祉サービス事業所の相談支援専門員、訪問看護ステーションの看護師等との連携強化を図り、アウトリーチ体制の実現に努めます。	精神障害のある人のための24時間受け入れ可能な救急医療体制の運営 ・精神科救急情報センターの運営（連絡調整） ・精神科医療センターの運営（3次救急） ・輪番制救急医療システム（初期・2次救急） ・夜間・日祝日・・・8病院参加			○		情報センター相談件数	2,000件	1,253件		
				夜間休日に係る受診件数					夜間休日に係る受診件数	496件	470件		
				夜間・土日祝日における精神科救急システムの運営 ・嘱託職員を休日夜間に配置し、 警察からの通報に対応 ・移送補助業務を民間委託し、 安全な移送を確保			○		夜間休日に係る警察官通報件数	118件	144件		
	49	② 地域移行・地域定着支援等の充実	入院医療中心の精神医療から地域生活を支援するための精神医療体制の構築を目指します。 第8次奈良県保健医療計画（計画期間：令和6年度～令和11年度）で精神病床の基準病床数を新たに設定したこと等を受け、保健、医療、福祉関係者や市町村による協議の場を設定し、長期入院者の地域移行や、家族同居から自立生活への支援、未治療、治療中断者等への医療・福祉サービスの確保等、精神障害のある人の当事者活動の支援等、精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組みます。 また、保健所が措置入院者等の退院後支援計画を策定し、退院後支援に関わる関係機関とともに支援します。	保健所が精神障害のある人及び家族からの精神保健に関する相談を受け指導するとともに、家庭訪問等による相談指導を行う。			○		相談件数	2,388件	2,017件		
				精神障害のある人の自立と社会参加を促進するための、複雑困難な相談・指導、専門的な技術支援や研修を行う			○		訪問件数	759件	795件		
	49	③ 相談支援体制の構築	保健所等の各機関において、精神障害のある人や家族等の事情に対応した、きめ細かな専門相談ができるよう、精神科医師をはじめ各種専門職が、各機関の窓口相談担当者に対して研修を実施すること等により、相談支援体制の強化を図ります。 精神疾患の重篤化を防ぐためには、早期発見、早期対応が重要であり、保健所をはじめ関係機関との連携により、障害のある人とその家族等が相談しやすい体制を整備するとともに、各種研修会を通じ、精神保健福祉従事者のスキルアップを図るとともに県民への積極的な周知や啓発活動を行います。	長期入院からの地域移行を促進する医療連携モデルとして、地域の拠点となる精神科病院等に地域移行や退院後の支援を行う人員を配置する。			○		対象者数 退院者数				
				措置入院者への積極的な支援を入院中から開始するとともに、関係機関の適切なコードネイムを行なうため、精神保健福祉相談員や保健師、精神科嘱託医による体制を整備する。			○		措置入院者の支援者数 連絡協議会開催件数	165件 2件	122件 6件		
				相談員養成講座を受講した家族会相談員による電話相談事業の支援			○		家族相談員による電話相談件数（延べ数）	1,004件	731件		
	49	④ 医療費負担の軽減に向けた支援	拡充した精神障害者医療費助成事業について、引き続き、制度の円滑な運用を図ります。	認知症患者に対する適切な医療の提供を確保するため、認知症疾患医療センターの運営費に対し補助 ・実施主体：ハートランドしきさん、秋津鴻池病院、県立医科大学附属病院、吉田病院			○		認知症に関する相談件数（延べ数）	5,992件	5,918件		
				精神障害のある人の自立と社会参加を促進するための、複雑困難な相談・指導、専門的な技術支援や研修を行うとともに、精神障害者に対する正しい知識の普及・啓発を実施する			○		事例検討会の開催	4回	30回		
	49	④ 医療費負担の軽減に向けた支援	拡充した精神障害者医療費助成事業について、引き続き、制度の円滑な運用を図ります。	・精神障害者の通院医療費公費負担 ・精神科通院確保のための自己負担に対する補助 ・医療保険自己負担（入院・精神科以外の通院）に対する補助			○		1・2級を対象に実施している市町村数	39市町村	39市町村		

# 奈良県障害者施策の推進について

## Ⅳ いつでも必要な医療や療育を受けられる環境づくり

取組	R6年度事業内容・取組内容	障害種別					指標	R6年度実績	R5年度実績	
		身体	知的	精神	発達	難病				
1 保健・医療の充実  (3) 重症心身障害のある人や医療的ケアが必要な人への支援	① 身近な地域における支援体制の構築	重症心身障害のある人や医療的ケアが必要な人が、身近な地域において生活ができるよう、医療的ケア児支援センターの機能を兼ねる奈良県重症心身障害児支援センターを支援体制の中心に位置付け、保健、医療、福祉、教育等、各分野の関係機関が連携し、地域における支援ネットワークを構築することにより、在宅支援体制の充実を図ります。また、重症心身障害のある人や医療的ケアが必要な人が利用できる障害福祉サービス事業所等の確保に努めます。	奈良県重症心身障害児等の地域生活の支援に関する条例に基づき、協議の場を開催し、課題等を掘り下げるとともに、関係機関の連携を深めます。	○	○			協議の場開催回数	0回	0回
	② 重症心身障害児等支援人材の育成	障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、重症心身障害のある人や医療的ケアが必要な人の身体状態や生活状況を理解し、支援を行う医療的ケア児等支援者や、関係機関との連携を調整する医療的ケア児等コーディネーターを養成する研修を実施することにより、地域において重症心身障害のある人や医療的ケアが必要な人を支援することができる人材を育成するとともに、フォローアップ研修等を通して、支援体制及び相談支援体制の充実強化を図ります。また、保護者の介護負担を軽減するため、レスパイトを行える体制整備に取り組みます。	障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、重症心身障害のある人の身体状態や生活状況等を理解する研修を実施することにより、地域において重症心身障害のある人を支援することができる人材の育成及び相談支援体制の充実強化を図る。	○	○			研修修了者数	68人	81人
	③ 喀痰吸引等を実施できる介護職員等の養成・確保	障害福祉サービス事業所等における医療的ケアの提供体制の充実を図るため、喀痰吸引等を行う介護職員等の確保及び技術向上を目的とした研修を実施します。	NICU等に入院している小児等が在宅移行後に行うレスパイト入院等を支援するため、病床の確保等を実施する地域の医療機関に対し財政的支援を行うことにより、地域医療体制の充実強化を図ります。	○	○			病床確保日数 受入件数	365日 7件	365日 10件
(4) 難病患者への支援	① 関係機関の連携強化による支援の充実	難病患者に対する適切な入院施設を確保するとともに、レスパイト等のための在宅療養が困難となった場合に、一時入院することが可能な病床を確保する等により、患者の安定した療養生活の継続に向けた在宅療養支援関係機関の連携強化に取り組みます。難病相談支援センターにおいて、疾患ごとに、県内の専門医による個別相談や、患者団体と連携した難病ピアカウンセリング、就労相談等を実施しており、国の難病対策の見直しに伴って拡大される疾患への対応等、相談機能の充実に取り組みます。	難病患者支援者の育成及び資質向上を図るため、看護師、ケアマネージャー、ホームヘルパー等を対象とした研修会を実施				○	各種相談件数・講演会参加者数	療養相談 (421件) 医療相談 (37件) 就労相談 (30件) ピアサポート相談 (122件) 講演会参加者数 (108)	1回 170人
	② 在宅サービス等の利用促進に向けた周知・啓発	難病患者等の身体の状態や生活状況等を踏まえた支援が行われるよう、居宅介護*22や短期入所等のサービス基盤の充実を図るとともに、サービス管理責任者等研修等を通じて、人材の確保・育成に取り組みます。難病患者等が必要とするサービスを円滑に利用することができるよう、引き続き、「障害者総合支援法」や「児童福祉法」の制度について周知するとともに、障害支援区分の審査判定や支給決定に関わる者を対象に、認定調査員研修や市町村審査会委員研修等を通じて、難病患者の特徴等の理解促進を図ります。	重症難病患者の一時入院病床の確保及びコミュニケーション障害に対する支援を実施筋萎縮性側索硬化症をはじめとする神経・筋難病患者の一時入院病床の確保及び受入体制の整備 重症難病患者に対するコミュニケーション機器の貸し出し及び支援者の派遣				○	一時入院事業の利用者数 コミュニケーション支援事業利用者数	延べ10人 2人	延べ6人 2人
			難病医療法に基づいて厚生労働大臣が指定する指定難病患者の医療費の公費負担				○	指定難病特定医療費助成事業受給者数	14,550人	13,900人
			障害福祉サービス又は相談支援の質の向上を図るため、必要な人材育成を実施。					相談支援従事者研修修了者数	初任者研修 79名 現任研修 73名 主任研修 12名	初任者研修 72名 現任研修 80名 主任研修 7名
			①相談支援従事者研修事業 ・初任者研修 (5日間) ・現任者研修 (4日間)					障害支援区分認定調査員研修修了者数	45人	39人
			②障害支援区分認定調査員研修修了者数					市町村審査会委員研修修了者数	59人	35人
			③サービス管理責任者等研修事業 ・サービス管理責任者基礎研修 (3日間) ・サービス管理責任者実践研修 (3日間) ・サービス管理責任者更新研修 (2日間)					主治医研修修了者数	106人	103人
							○	サービス管理責任者研修修了者数	基礎研修 263名 実践研修 204名 更新研修 184名	基礎研修 257名 実践研修 230名 更新研修 209名

# 奈良県障害者施策の推進について

▼ いつでも必要な医療や療育を受けられる環境づくり

	ページ番号	取組	R6年度事業内容・取組内容	障害種別					指標	R6年度実績	R5年度実績	
				身体	知的	精神	発達	難病				
(5) 認知症の人への支援	51	① 正しい知識の普及・啓発	認知症の人や認知機能の低下がある人に対して早期に適切な対応が行われるよう、認知症と思われる症状や早期発見・早期診断の重要性について正しい知識の普及を図ります。 認知症の人やその家族をさりげなく見守る認知症サポートの養成を推進し、介護者による交流会や関係者によるネットワーク会議を開催する等、認知症の人やその家族、介護者を地域全体で見守り、支える体制づくりを推進します。 市町村に設置された認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動が充実するよう研修会等を通じて、認知症の人の早期発見・早期診断や医療・介護等が連携した支援体制の構築を推進します。 医療や介護の従事者等を対象とした研修等を通じて、認知症に関わる人材の専門性の向上を図るとともに、認知症サポート医*129の養成等を通じて、認知症に係る医療と介護の連携を強化します。	認知症の早期発見・早期診断につなげるため、医療関係者等の研修を実施し、認知症の本人や家族への支援体制を強化する。 ①かかりつけ医認知症対応力向上研修 ②認知症サポート医養成研修 ③認知症サポート医フォローアップ研修 ④病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修 ⑤看護職認知症対応力向上研修 ⑥薬剤師認知症対応力向上研修 ⑦歯科医師認知症対応力向上研修	○	○	○	○	○	認知症サポート医養成数（累計） (人)	152人	144人
		② 介護サービス基盤の整備	認知症対応型グループホーム等、認知症高齢者に適した介護サービス基盤の整備を推進するとともに、認知症介護に携わる多職種を対象とした研修を実施し、介護技術の向上を図ります。	高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実務的な研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を育成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。 ① 認知症介護実践者養成研修事業 ・認知症介護実践者研修 ・認知症介護実践リーダー研修 ・実践リーダー・フォローアップ研修 ・認知症対応型サービス事業管理者研修 ・認知症対応型サービス事業開設者研修 ・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 ② 認知症介護基礎研修事業	○	○	○	○	○	認知症サポート養成数（累計）	147, 539人	138, 359人
	54	① 障害のある子どもへの支援体制の充実	障害のある子どもとその家族に対し、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を可能な限り身近な地域で提供するための体制の構築を図ります。地域において障害のある子どもへの支援の中核的な役割を担う児童発達支援センターが各圏域に1箇所以上設置されることを基本としつつ、児童発達支援センターが設置されていない圏域及び市町村においても、関係機関の連携のもと、児童発達支援センターが果たす中核的な支援機能と同等の機能を有する体制が整備され、奈良県のどこに住んでいても、子どもと家族が質の高い支援を受けられるよう、県自立支援協議会等から各市町村へ働きかけを行います。	・「地域障害児支援体制強化事業」を行う市町村への補助 地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。	○	○	○	○	○	児童発達支援センター等による地域の中核的役割や機能強化に取り組む市町村の割合	17. 9%	15. 4%

# 奈良県障害者施策の推進について

## Ⅳ いつでも必要な医療や療育を受けられる環境づくり

取組	R6年度事業内容・取組内容	障害種別					指標	R6年度実績	R5年度実績		
		身体	知的	精神	発達	難病					
② 地域の障害のある子どもに関する機関における支援の充実	障害のある子どもの受け入れ体制充実のため、障害児保育担当保育士の加配により手厚い保育を実施する保育所を支援します。 放課後児童クラブにおける「インクルーシブ」（障害のある子もない子も共に生きる）を推進し、専門的・指導的知識を有する指導員を配置する放課後児童クラブを支援します。また、保育所や放課後児童クラブ等において支援が必要な子どもが増えていることから、職員を対象に、障害について必要な理解を深めるための専門的な研修を実施するとともに、人材の確保を支援するため、財源拡充に努めます。 医学的な支援が必要な発達障害のある子どもに対し、地域の保育所や放課後等デイサービス事業所等に作業療法士や心理師等を派遣し、それぞれの子どもに合った環境調整や支援方法等の指導・助言を行い、早期支援を実施できる地域の支援体制の構築を進めます。 障害のある子どもに対して、障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のため、専門的な支援を行う保育所等訪問支援等の充実を図ります。 児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業を実施する事業所や、障害のある子どもの療育・支援に携わる機関の職員等を対象に、障害児療育に関する情報の共有や知識の習得を行う機会を設ける等、県全体の支援の質の向上を図ります。 保育所等に通う聴覚障害のある子どもに対し、それぞれの子どもに合った支援が行えるよう、聴覚障害教育のセンター校である県立ろう学校と連携して支援方法や手話を獲得することができる環境整備等の助言等を行います。	障害児を一定数以上受け入れ、かつ障害児に手厚いケアを実施する保育所及び幼保連携型認定こども園に対し待遇の程度に応じて補助	○	○	○	○	○	事業を実施する保育所数	78箇所	66箇所	
（1）地域療育体制の充実	54	放課後児童クラブにおける障害児の受け入れを促進するため、障害児を受け入れるクラブに専門的知識を有する指導員を配置。 平成29年度に、障害児を5名以上から、3名以上受け入れるために専門的知識を有する支援員等を配置するために必要な経費について補助するよう制度内容を見直し、また、医療的ケア児を受け入れる場合に看護師等の配置を行うために必要な経費についても補助対象として追加	○	○	○	○	○	事業を実施する放課後児童クラブ数	242クラブ	254クラブ	
		医療的ケア児について、その保護者や児童が保育所利用を希望される場合に、受け入れができる保育所の体制整備を行う	○				○	事業を実施する保育所数	5箇所	7箇所	
		【R5新規事業】 (1) 障害児保育の充実 ・専門職種による巡回支援 希望する保育施設へ専門職種（看護師、介護福祉士等）を派遣し、困りごとに対する助言を実施 ・対象：支援を希望する保育施設									
		(2) 医療的ケア児保育の充実 ・市町村及び保育施設担当者向け研修会の開催 受入体制の理解を深め、受入施設を拡充するための研修を実施 ①研修会の実施 県内外の先進事例を発表、学術的な有識者を招いた講演 ②先進事例の視察 医療的ケア児受入の先進的な取り組み施設または自治体を視察ノウハウを県内で共有	○	○	○	○	○	専門職種による巡回支援派遣回数（60回予定）	14回	10回	
2 子どもへの支援の充実	③ 早期発見体制の整備と相談支援機能の充実	発達障害の早期発見のため、市町村の乳幼児健診事業に対して、県統一問診項目に発達障害のスクリーニング項目を設け、県作成の「奈良県乳幼児健康診査マニュアル（診察編）、（保健指導編）」において適正なスクリーニング実施についての指導・助言を示すとともに、市町村等の関係者の資質向上のための研修を行います。 難聴児の早期発見・早期療育のため、新生児聴覚検査検討会にて医療機関、市町村、療育機関等の関係機関と体制整備を行っています。令和5年度の新生児聴覚スクリーニング検査の受検率は、医療機関で95.6%（R3:95.0%）、助産所で99.4%（R3:95.8%）であり、そのうち全ての高度難聴児が療育機関へ繋がっています。 「奈良県新生児聴覚スクリーニング検査の手引き」の周知・啓発や、県立ろう学校での「きこえとことばの研修会」などにより、保健師等専門職の資質向上を図っています。 身体障害者手帳の対象とならない中・軽度の難聴児に対し、補聴器購入費用の一部助成を行うことによって、難聴児の健全な発達を支援します。 地域における身近な療育相談や健康相談等の窓口である保健所や市町村保健センターの専門的な相談機能を充実するとともに、保健師等専門職の資質の向上を図ります。 障害の受容、将来にわたる子どもの生活への心配や不安への対応等、日常生活の中で発達・発育を促すことができるよう、家族の心のケアも含めた支援の充実に取り組みます。	疾病の早期発見・早期療育の役割を担う乳幼児健康診査が適切に実施されるよう、市町村に対し、母子保健データの把握・分析・還元、技術支援を行い、母子保健の精度の維持、向上を図る。	○	○		○	○	健康診査受診率（1歳6か月健康診査） 健康診査受診率（3歳児健康診査）	集計中	①96.6% ②94.9%
	55	新生児に対してマス・スクリーニング方式による血液検査を実施することにより先天性代謝異常等の疾病を早期に発見し、知的障害等の発現を防止	○	○				検査件数	7,347件	7,746件	
		小児慢性特定疾病児及びその家族が地域で安心して生活できるよう適切な療養を確保。 ①相談支援（療育相談事業、巡回相談指導事業、ピアカウンセリング事業） ②小児慢性特定疾病対策協議会の開催	○	○			○	①相談件数 ②訪問件数 ③ピアカウンセリング	①208 ②178 ③実績なし	①452件 ②94件 ③実績なし	

# 奈良県障害者施策の推進について

## Ⅳ いつでも必要な医療や療育を受けられる環境づくり

取組	R6年度事業内容・取組内容	障害種別					指標	R6年度実績	R5年度実績	
		身体	知的	精神	発達	難病				
(2) 発達障害児への支援	① 相談支援体制の充実	奈良県発達障害者支援センターにおいて、発達障害のある人、発達障害と診断されるには至らないものの社会生活に困りごとを抱えている、いわゆるグレーゾーンと言われる状態の方など複合的な困りごとを抱えている方やその家族等の相談に、保健・医療・教育・労働・福祉等の支援機関と連携しながら確実に対応するとともに、市町村の相談窓口等のスキルアップを支援するため、支援に関わる職員の職種やスキルに応じた研修を行い、人材育成に取り組みます。また、県全体の発達障害のある人への相談支援体制等の課題及び対応について検討を行うため、奈良県発達障害者支援地域協議会を開催します。	障害児支援のための施設訓練給付費等負担金	<input type="radio"/>	-	-				
			① 地域療育支援ネットワーク推進事業（～R6） 地域療育連携サポートを配置し、市町村や地域自立支援協議会等を中心とした地域の特性に応じた療育支援ネットワークの構築・運営に向けた支援を実施 ② 障害児等療育相談支援事業（～R6） 在宅障害児の地域生活を支援するため、訪問・外来による療育指導・療育相談を実施 ③ 障害児療育支援者育成事業（～R6） 療育の質を向上させるため、障害児の療育・支援に携わる機関の支援者等を対象とした研修会等を開催 ④ 児童発達支援センター等機能強化事業（R7～） 市町村や地域自立支援協議会等を中心とした関係機関のネットワークの構築等に向けた支援を実施	<input type="radio"/>	障害児等療育相談支援事業実施事業所数（～R6） 児童発達支援センター等機能強化事業実施事業所数（R7～）	3事業所 3事業所				
			障害児通所支援のための通所給付費負担金	<input type="radio"/>	-	-				
56	② 家族等への支援の充実	家族等が子どもの発達特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切に対応ができるよう、ペアレントメンターを養成するとともに、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラムが地域で実施されるように取り組みます。加えて、市町村が実施する療育教室や保育所等へのペアレントメンターの派遣等、ペアレントメンターとの連携による相談体制の強化により、家族等への支援の充実を図ります。また、発達障害のある人に対する理解を深めるため、県民や企業等を対象とした研修会の開催等、幅広く周知・啓発を行います。	・家族支援体制の整備 ペアレントメンターの養成及び登録 ペアレントメンター派遣による相談会等の実施				<input type="radio"/>	ペアレントメンターやペアレントプログラム等の家族支援を実施する市町村数	5市町村	-
			ペアレントメンターによる相談会等の件数					12件	11件	
56	③ 支援ネットワークの構築	可能な限り身近な地域で必要な支援を受けられるよう、奈良県発達障害者支援センターに地域支援マネージャーを配置し、市町村の相談窓口に専門的な立場から助言・支援を行うとともに、地域における支援体制の課題を抽出し、解決が図られるよう取り組みます。併せて、家族、支援者間の情報共有や情報の引継ぎを円滑になされるよう、発達の特性や配慮が必要な内容、これまでの経過等を記載したサポートブック「リンクぶらす」の積極的な利用を図り、支援ネットワークを強化します。また、発達障害のある人に対して早期に適切な支援を行うため、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関の把握と公表を行うなど、福祉と医療の連携を進めます。	・地域支援マネージャーの配置 地域資源の見える化、市町村窓口の対応力強化 ・障害児等療育相談支援事業 在宅障害児の地域生活を支援するため、訪問・外来による療育指導・療育相談を実施				<input type="radio"/>	障害児等療育相談実施箇所数 障害児等療育相談件数	3箇所 143件	3箇所 146件

# 奈良県障害者施策の推進について

## vi 障害特性等に応じた適切な教育の推進

	ページ番号	取組	R6年度事業内容・取組内容	障害種別					指標	R6年度実績	R5年度実績		
				身体	知的	精神	発達	難病					
1 特別支援教育の充実	（1）インクルーシブ教育の充実	58	① 連続性のある多様な学びの場における教育の充実	通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校のいずれの学びの場においても充実した教育が受けられるよう、組織的な校内体制の構築を進めます。それぞれの学びの場において、在籍する障害のある児童生徒の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援ができるよう、特別支援教育を充実させていきます。また、共生社会の実現に向け、交流及び共同学習の機会を設け、学校教育における障害理解の促進に取り組みます。	特別支援学校や地域の学校において、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を促進するとともに、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図るための研修等に取り組む。福祉・医療等の関係機関との連携強化に向けて、特別支援教育コーディネーターのスキルアップを図るとともに、コーディネーターがその役割を円滑に果たせるよう、特別支援教育巡回アドバイザーの機能を充実させる。希望する学校で安全に安心して学校生活を送ることができるよう、各学校の環境整備や医療的ケアの提供体制の充実等を進めるとともに、就学に対する相談体制の充実を図る。	○	○	○	○	○	通常の学級に在籍し個別の指導計画を作成している障害のある児童生徒（通級による指導を受けている児童生徒を除く）割合	96.4%	96.2%
			② 切れ目ない支援体制の充実	早期からの相談や情報提供を行い、特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える就学相談の充実を図ります。また、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用を促進するとともに、各計画を確実に引き継ぎ、適切な指導や必要な支援が切れ目なく実施されるよう組織的な校内支援体制の構築を進めます。	職業教育に関する専門性の共有とインクルーシブ教育の推進を目指して、平成28年4月に県立高等学校に高等養護学校の分教室を設置。高等学校との交流及び共同学習を計画的・組織的に推進。	○	○	○	○	○	高等学校との交流及び共同学習の実施回数	-	-
			③ 職業教育の充実	高等学校や特別支援学校、その他の教育機関において、それぞれの専門教育のノウハウを活かし、更なる職業教育の充実に努めます。広く地域のマンパワーや、企業の協力も仰ぎながら、地域との関わりを深めつつ、より幅の広い社会体験の場の確保に取り組みます。	障害による学習上又は生活上の支援を必要としている生徒に対する支援の充実を図るために、一人一人の障害特性に応じたよりきめの細やかな教育的支援の一助を担うことを目的に、特別教育支援員を高等学校に配置する。	○	○	○	○	○	配置校数 配置支援員数	11校 16名	10校 14名
	（2）教職員の専門性の向上	58	③ 進路に関する適切な情報提供の実施	本人・保護者に進路に関する丁寧かつ十分な情報提供を行うとともに、企業や関係機関に対しても、職場開拓の観点から、幅広い情報提供を行い、障害者雇用に関する理解・啓発に取り組みます。	本人・保護者に進路に関する丁寧かつ十分な情報提供を行うとともに、企業や関係機関に対しても、職場開拓の観点から、幅広い情報提供を行い、障害者雇用に関する理解・啓発に取り組む。	○	○	○	○	○	-	-	-

# 奈良県障害者施策の推進について

## vii 能力を最大限に発揮し働き続けられる就労の促進

取組	R6年度事業内容・取組内容	障害種別					指標	R6年度実績	R5年度実績	
		身体	知的	精神	発達	難病				
(1) 職場実習の促進	① 職場実習機会の拡大	障害のある人の職場実習機会の拡大・充実を図るとともに、それぞれのニーズに応じた職場実習を実施するため、障害福祉課に就労連携コーディネーターを配置し、「障害者はたらく応援団なら」の登録企業のはかハローワークで求人を行っている企業等への個別訪問を行うなど、職場実習を受け入れる企業等を開拓し、働くことを希望する障害のある人のマッチングを行います。	障害者雇用施策を進めるにあたり、県内各界（経営団体、労働団体、教育機関、福祉団体、地域など）との連携を図ることで、オール奈良県として計画的に障害者雇用施策を推進 ・「障害者はたらく応援団なら」の運営 ・就労連携コーディネーターの配置 ・障害者雇用推進フォーラムの開催 ・意見交換会の実施	○	○	○	○	○	障害者雇用推進フォーラム開催回数 障害者はたらく応援団なら登録企業数	
		職場実習の実施にあたり、障害者及び受入先企業をサポートするためのジョブセンターを養成し、職場実習先の企業等に派遣することにより、職場実習の円滑かつ効果的な実施を支援【事業終了】	○	○	○	○	○	延べ派遣対象者数	-	
(2) 障害者雇用の促進	① 一般企業等における雇用の場の確保	障害者雇用率のさらなる向上を目指して、障害のある人が職場で活躍できる環境を整備するなど「雇用の質」の向上を図るため、「障害者はたらく応援団なら」の取組を推進し、職場実習の充実、障害理解の促進、職場定着支援等に取り組みます。 就労連携コーディネーターが、労働局やハローワークと情報を共有するとともに、法定雇用率未達成企業への働きかけを強化します。 また、「奈良県公契約条例」に基づき、県が行う公契約の相手方の選定において、社会的な価値の勘案基準の1つとして障害者雇用率により加点評価を実施します。	障害者雇用施策を進めるにあたり、県内各界（経営団体、労働団体、教育機関、福祉団体、地域など）との連携を図ることで、オール奈良県として計画的に障害者雇用施策を推進 ・「障害者はたらく応援団なら」の運営 ・就労連携コーディネーターの配置 ・障害者雇用推進フォーラムの開催 ・意見交換会の実施	○	○	○	○	○	障害者雇用推進フォーラム開催回数 障害者はたらく応援団なら登録企業数	
		県内企業等の特例会社設立を支援 ・特例会社設立支援アドバイザーの派遣 ・特例会社設立に伴い必要となる経費に対し補助	○	○	○	○	○	アドバイザー派遣回数	-	
(2) 障害者雇用の促進	② 農業分野における雇用の場の確保	障害者雇用に取り組む県内事業所において、更なる障害者の雇用拡大に伴い必要となる経費に対し補助【事業終了】	障害者雇用に取り組む県内事業所において、更なる障害者の雇用拡大に伴い必要となる経費に対し補助【事業終了】	○	○	○	○	○	加点業者数（土木一式・建築一式・舗装の各業種でのべ数）	
		奈良県建設工事（県内本店）入札参加資格申請業者（申請業種：土木一式、建築一式、舗装）が常用労働者（勤務1年以上となる者）である障害者を雇用している場合、奈良県建設工事（県内本店）の格付け基準における主観的要素判定基準において20点を加点する。 ただし、法律により、障害者雇用状況報告書の提出が義務づけられている場合には、法定雇用率を達成していることが必要。	○	○	○	○	○	加点評価を受けた受注者数	5	7
(3) 県における雇用の場の確保	農福連携コーディネーターによる農作業受託のマッチング支援を推進することにより、農業者側の障害に対する理解を促進し、障害者雇用につなげます。	農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の職域拡大や工賃向上を図るとともに、農業の担い手の拡大につなげる。 ・農業分野における職場体験実習 ・農福連携マルシェ ・農業に関する専門家派遣	○	○	○	○	○	農業現場での職場実習の実施件数	15件	16件
		障害のある人の採用	○	○	○	○	○	障害のある人の採用数	1人	1人
(3) 県における雇用の場の確保	県における障害のある人の雇用の拡大に向け、受入体制及び環境の整備を図り、障害のある人の働く場を今後も継続して確保します。	○	○	○	○	○	1人	0人		
		県庁法定雇用率の達成	○	○	○	○	○	47人	26人	
		警察における法定雇用率の達成	○	○	○	○	○	障害者雇用率	2.83%	2.78%
(3) 県における雇用の場の確保	教育委員会における法定雇用率の達成	○	○	○	○	○	3.41%	3.45%		
		○	○	○	○	○		1.99%	1.94%	

# 奈良県障害者施策の推進について

## vii 能力を最大限に発揮し働き続けられる就労の促進

	ページ番号	取組	R6年度事業内容・取組内容	障害種別					指標	R6年度実績	R5年度実績	
				身体	知的	精神	発達	難病				
2 就労の継続	63	① 「障害者はたらく応援団なら」の活動推進	奈良労働局と共同で運営する「障害者はたらく応援団なら」の取組として、障害者雇用推進フォーラムや意見交換会の開催、職場実習の充実、障害理解の促進、職場定着支援等、官民が一体となって一般企業等への障害者就労を支援します。	障害者雇用施策を進めるにあたり、県内各界（経営団体、労働団体、教育機関、福祉団体、地域など）との連携を図ることで、オール奈良県として計画的に障害者雇用施策を推進 ・「障害者はたらく応援団なら」の運営	<input type="radio"/>	障害者はたらく応援団なら登録企業数	66社	63社				
		② 職場定着支援の充実	障害のある人が安心して働き続けることができるよう、障害者就業・生活支援センターやハローワーク、障害者職業センター等、障害のある人の就労を支援する各機関が密接に連携し、就業に伴う日常生活や社会生活に必要な支援等、個別のニーズに応じた職場定着支援を実施します。 また、障害のある人を雇用する一般企業等に対し、まほろばあいサポート運動の取組や、職場における情報保障など様々な障害に応じた合理的配慮*32の提供について周知し、障害のある人が長く働く環境づくりを支援します。	障害者の職業生活における自立を図るため、就業面及び就業に伴う生活面について一體的かつ総合的に支援	<input type="radio"/>	障害者就業・生活支援センター事業登録者の就職率	5%	5%				
		③ 障害特性に応じた職場訓練の推進	障害特性に応じた就労支援及び多様な職業への就職機会の確保を図るため、様々な職種に 対応できる訓練を行うことにより就労につなげていきます。 就職又は雇用の継続に必要な知識・技能の習得を図るため、高等技術専門校において知的障害のある人を対象とした職業訓練（販売実務科）及び障害者委託訓練を実施します。	高等技術専門校において知的障害のある人を対象とした職業訓練（販売実務科）を実施 ○カリキュラム ・職業生活に必要な力 社会生活 (コミュニケーション・身だしなみ・マナー) ・実践的な力 販売物流（販売や物流業界の作業）、 清掃（清掃業界で必要となる作業）、 事務（基本的事務作業）、 パソコン（ワード・エクセルの基本操作）、 福祉生活（介護補助の作業と日常生活スキル） ・職業適性・就職決定 企業実習	<input type="radio"/>	就職者数÷訓練生	10/10	6/7				
3 福祉的就労への支援	64			障害のある方を対象とした職業訓練を民間事業等に委託して実施 ○実践能力修得コース ○e-ラーニングコース	<input type="radio"/>	職業訓練の対象者数	14人	11人				
		① 売れる商品づくりの推進	商品の品質向上と販路拡大、一般市場での流通を目指し、販売会やイベント、カタログ等を活用した事業所商品のPRに取り組みます。 専門家や企業等と連携し、魅力的な商品づくりに積極的に取り組む事業所を支援します。	県内の事業所で働く障害のある人の工賃向上につながる、働きがいのある「いい仕事づくり」を推進する。 ・障害者就労施設において生産される授産商品等の共同販売会（4回）や研修会（2回）を開催	<input type="radio"/>	平均工賃月額	24,696円	18,056円				
		② 農福連携の推進	農業に取り組む障害福祉サービス事業所に対し、農業技術や農産物の加工、販売に係る指導・助言を行う専門家を派遣するとともに、農業分野における販売会を実施することにより、販路の拡大を図ります。また、農福連携コーディネーターによる農作業受託のマッチング支援を推進します。	県内の障害者就労施設等において生産される授産商品やサービス・作業についてホームページコンテンツに掲載し、県民、企業、官公庁、市町村等の関係機関の認知度向上、新たな販路の開拓や拡大を進め、受発注を促進する。 ・nara temonoサイトの開発	<input type="radio"/>	平均工賃月額	24,696円	18,056円				
(2) 優先調達の推進と工賃の向上	69	① 優先調達の推進	障害者就労施設等の提供する物品やサービスの優先調達にあたっては、毎年度「奈良県障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針」を定め、「地方自治法施行令」に規定する特定随意契約を活用し、積極的に推進します。 事業所において提供している商品・サービス等の情報発信を充実させるとともに、近年のIT分野の進展等も踏まえて、ニーズの掘り起こしを行います。また、発注側と受注側が情報交換等を行う場を設け、双方のニーズを確認することでマッチングにつなげるなど、さらなる優先調達の拡大を図ります。	優先調達について県庁各所属に積極的な活用を促すとともに、市町村に対しても情報発信を行い、障害者施設等への発注を呼びかける。 ・発注側のニーズ、優先調達実績情報の共有 ・受注側の官公需向け商品・サービスの周知 ・調達のマッチング	<input type="radio"/>	優先調達実績額	36,621,203円	38,033,576円				
	70	② 工賃向上に向けた取組	工賃向上に取り組む事業所の販売機会を確保・新規開拓するとともに、販売会等の機会を捉えて、事業所の販売力強化に向けた支援を行います。 事業所が企業経営的な手法を習得し、工賃向上に対する意識向上を図るために、事業所のニーズに沿った支援を行います。また、共同受注窓口との連携を強化するとともに、共同受注窓口の活用事例等の周知に努めます。	県庁において施設外就労による作業を実施することで、施設外就労への理解と就労機会の拡大、工賃向上を図る。 【作業内容】シュレッダー作業、公用車洗車、各所属からの依頼作業等 【実施体制】障害のある人3名、支援員1名	<input type="radio"/>	平均工賃月額	24,696円	18,056円				

# 奈良県障害者施策の推進について

## viii 誰もが気軽に社会参加できる環境づくり

	ページ番号	取組	R6年度事業内容・取組内容	障害種別					指標	R6年度実績	R5年度実績	
				身体	知的	精神	発達	難病				
1 情報アクセシビリティの推進	(1) 意思疎通支援の充実	① 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、手話通訳者等の配置を進めるほか、ヒアリンググループ等の情報支援機器の配備や、災害時も含めた情報通信技術（ICT）を始めとする新たな技術の活用を検討し、可能なものについて導入を進めます。 障害のある人の意思疎通支援に関するICT機器の利用機会の拡大や相談支援等を行います。 電話リーサービス等の公共インフラの利用について、普及・啓発を行います。	知事記者会見等への手話通訳者の配置、ヒアリンググループの貸出及び展示版資料の作成を行い、情報保障の充実を図る。	○				-	-	-	
		② 意思疎通支援を担う人材の養成・確保	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向けの意思疎通支援者の養成研修を実施します。また、登録されている手話通訳者等のスキルアップを目的とした研修会を実施する等、意思疎通支援の質の向上を目指します。 視覚障害者福祉センターにおいて、点訳・音訳奉仕員の養成・研修等を実施します。	①聴覚障害者支援センターにおいて、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・研修等を実施する。 (指定管理事業として実施) ②視覚障害者福祉センターにおいて、点訳・音訳奉仕員の養成・研修等を実施する。	○	○	○	○	○	手話通訳者数 要約筆記者数 盲ろう者向け通訳・介助員数 失語症者向け意思疎通支援者養成数 点訳・音訳奉仕員数 手話通訳者・要約筆記者派遣事業実利用見込み件数（手話通訳者） 手話通訳者・要約筆記者派遣事業実利用見込み件数（要約筆記者） 盲ろう者向け通訳・介助員数派遣事業実利用見込み件数	137人 48人 58人 16人 219人 660件 105件 279件	134人 51人 57人 16人 234人 724件 117件 259件
		③ 市町村の取組に対する支援	市町村が行う意思疎通支援事業（地域生活支援事業）が、正確な意思疎通を担保できる意思疎通支援者により行われるよう助言や情報提供等の必要な支援を行います。	市町村が行う意思疎通支援事業（地域生活支援事業）が、円滑に実施されるよう、助言や情報提供等の必要な支援を行う。	○	○	○	○	○	-	-	-
	(2) 情報保障の充実	① 障害特性に応じた情報保障の充実	聴覚障害のある人について、県が主催するイベントや講演会において手話通訳者や要約筆記者を配置し、情報保障に努めます。引き続き、知事定例記者会見や県議会中継において手話通訳者を配置するとともに、障害福祉課内に手話通訳者を配置し、聴覚障害のある来庁者への情報保障を行います。 県が作成するパンフレット等の印刷物について、視覚障害のある人には、点字や音声コード等により、知的障害のある人には平易な言葉・ルビ・絵・図表等によりわかりやすく表現するよう努めます。 視覚障害者情報提供施設において、視覚や聴覚に障害のある人に対して、ニーズに応じた情報提供等を行います。 障害者団体等の会議、研修、講演等における意思疎通支援者の派遣を行います。また、聴覚障害者支援センターに手話通訳者、要約筆記者や盲ろう者向け通訳・介助員を配置し、聴覚障害のある人への情報提供を行います。 災害や事故等の非常時において、聴覚障害のある人が、必要な情報を速やかに取得し周囲の状況を把握できるよう、事業者等に対し情報保障の大切さの理解を進めます。	①聴覚障害のある人について、県が主催するイベントや講演会では手話通訳者や要約筆記者の派遣により、情報保障に努める。 ②県が作成するパンフレット等の印刷物について、視覚障害のある人向けには、点字や音声コード等により、知的障害のある人向けには平易な言葉・ルビ・絵・図表等によりわかりやすく表現するよう努める。 ③聴覚障害者支援センターに設置する手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員により情報提供を行うとともに、字幕（手話）入りビデオ・DVDの貸出等により、聴覚障害のある人への情報提供を行う。（指定管理事業として実施） ④視覚障害者福祉センターにおいて、点字図書の製作・貸出や対面朗読の実施により、視覚障害のある人への情報提供を行う。 (センター管理運営事業の中で実施)	○	○	○	○	○	-	-	-
		② 県政広報の充実	県政広報においては、引き続き、広報誌の点字版や音声版の発行、字幕付き放送をはじめ、テレビ・ラジオ・ホームページ等の多様な媒体を活用した情報提供の充実に取り組むとともに、障害のある人や高齢者への配慮を進め、アクセシビリティの維持・向上に取り組みます。	①県政フラッシュ:週2回 各回6分 時期に応じたタイムリーな情報を発信 平成25年5月～字幕表示に対応 ②県政スポットCM:通年 ③ならフライデー9:週1回 各回60分 奈良の1週間のニュースを中心に、県政情報を織り交ぜながら、わかりやすく伝える総合ニュース番組	○	○	○	○	○	障害者施策関連の放送テーマ数（県政フラッシュ）	11テーマ	17テーマ
		③ 読書バリアフリーの推進	障害のある人が情報支援機器の使用方法を学ぶ機会を創出するとともに、展示会を開催するなどして情報支援機器の普及促進を図ります。 図書情報館において、大活字図書、CDブック、デイジーライター（録音図書）の利用を促進するとともに、対面朗読室や音声出力装置、点字プリンターおよび拡大読書機の提供や、来館せざるも図書情報館の図書や雑誌を借りられる郵送貸出を引き続き行います。また、来館者が資料や情報によりスマートにアクセスできるよう、引き続き環境整備に努めます。さらに、国立国会図書館やサビエ図書館のインターネットサービスを活用し、音声データの提供を促進します。 視覚障害者福祉センターにおいて、点字図書や録音図書の製作・貸出、対面朗読の実施、本や資料等の点訳・音訳を行うことにより、引き続き視覚障害のある人への情報提供を行います。	大活字図書、CDブック、デイジーライター（録音図書）の貸出、対面朗読室や音声出力装置、点字プリンターおよび拡大読書機の提供、郵送貸出の実施。	○	○	○	○	-	バリアフリー資料の貸出件数 大活字図書、CDブック、デイジーライター（録音図書）:計3,117件	大活字図書、CDブック、デイジーライター（録音図書）:計3,459件	

# 奈良県障害者施策の推進について

## viii 誰もが気軽に社会参加できる環境づくり

	ページ番号	取組	R6年度事業内容・取組内容	障害種別					指標	R6年度実績	R5年度実績	
				身体	知的	精神	発達	難病				
1 スポーツ活動の充実	72	① スポーツを通じた共生社会の実現	<p>障害の種別や程度にかかわらず、運動・スポーツに取り組めるよう、必要な配慮・支援を行う等、障害のある人が運動・スポーツに親しみ、楽しむ機会の充実を図ります。</p> <p>全国の身体・知的・精神障害のある人が一堂に会して開催される全国障害者スポーツ大会への奈良県選手団の派遣や、奈良県障害者スポーツ大会を開催することにより、障害のある人のスポーツ活動への参加と交流の促進を図ります。</p> <p>奈良県心身障害者福祉センターについては、障害者スポーツの活動の場・交流の場として更なる利用促進を図るため、スポーツ器具等の貸し出しを行います。</p>	ウェスタンリーグ戦を観戦し、試合出場選手による少年少女野球教室を実施	<input type="radio"/>	少年少女野球教室参加者数	237組474人	89組178人				
				障害児（肢体不自由児）を対象とした水泳競技体験練習会及び指導者向け講習会の実施。	<input type="radio"/>	障害者スポーツ体験イベント参加者数	8人	9人				
				車いすバスケットボールを通じて運動・スポーツの普及や、障害のある人との交流促進を図るために、体験イベントを開催する。	<input type="radio"/>	体験イベント参加者数	28名	32名				
				障害の種別や程度にかかわらず、運動・スポーツに取り組めるよう、必要な配慮・支援を行うなど、障害のある人が運動・スポーツに親しみ、楽しむ機会の充実を図る。 <p>全国の身体・知的・精神に障害のある人が一堂に会して開催される全国障害者スポーツ大会への奈良県選手団の派遣や、奈良県障害者スポーツ大会を開催することにより、障害のある人のスポーツ活動への参加と交流の促進を図る。</p> <p>心身障害者福祉センターについては、障害者スポーツの活動の場・交流の場として更なる利用促進を図るため、施設の改修を含めて同センターの在り方を検討する。</p>	<input type="radio"/>	県障害者スポーツ大会参加者数	538人	542人				
2 スポーツ・ +*	73	② スポーツに取り組む機会の充実	<p>障害のある人が、障害の種別や程度にかかわらず、健康づくりやスポーツに取り組める健康教室やスポーツ体験等の開催やその情報発信、奈良県障害者スポーツ大会の開催、全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣などを行い、障害者の社会参加の促進及びスポーツに取り組む機会の充実を図ります。</p> <p>また、令和13年に奈良県で開催される全国障害者スポーツ大会においても、1人でも多くの障害のある人が参加していただけるように、指導者の養成や障害者スポーツの普及・啓発などを進めます。</p> <p>さらに、県民の障害理解の促進につなげるため、本大会に参加する障害のある人が競技に取り組む姿等を発信していきます。</p>	障害のある人との人が、ともに参加してスポーツを楽しみ、相互の交流を深めることができるよう、誰もが参加できる内容のスポーツイベントを開催するなど、交流を促進する取組を進めます。	<input type="radio"/>	障害者軽スポーツ大会参加者数	88人	73人				
				障害のある人が身近な地域でスポーツを楽しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブ等による障害者スポーツの取組を支援するとともに、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の促進や障害者スポーツ用品の貸出など、障害のある人が身近な地域で、日常的かつ継続的にスポーツができる環境づくりを進めます。	<input type="radio"/>	障害のある人が会員になっている総合型地域スポーツクラブの数	5ヶ所 <sup>†</sup>	11ヶ所 <sup>†</sup>				
				また、障害者スポーツをとりまく現状を把握し、取組を充実させていくことにより、障害者スポーツを楽しむ環境づくりに努めています。	<input type="radio"/>	スポーツボランティア養成数	6人	11人				
				奈良県障害者スポーツ協会や奈良県障害者スポーツ指導者協議会と連携して、引き続き、障害のある人がスポーツを行う際に、それぞれの特性を理解し、障害の種別や程度に応じた技術的な指導・助言を行うことができるスポーツ指導者の養成、指導力の向上、市町村等への派遣など活用を図っていくとともに、学生など若い世代にも広く呼びかけ、次世代の担い手確保に努めます。	<input type="radio"/>	障害特性を理解し、障害種別や程度に応じた技術的な指導・助言を行うことができるスポーツ指導者を養成するとともに、その指導力の向上を図る。						
	73	③ 障害のある人がスポーツを楽しむことができる環境づくり	<p>また、日本バラススポーツ協会と連携して、障害者スポーツボランティア人材バンク・スポーツボランティア登録制度の運営や障害者スポーツ指導員養成講習会の開催など、障害のある人の運動・スポーツへの参加を支援する人材の確保・育成・資質の向上を図るとともに、その活動を支える体制の充実を進めます。</p>	障害のある人の運動・スポーツへの参加を支援するボランティアの育成・資質向上を図り、その活動を支える体制の充実を図る。	<input type="radio"/>	スポーツボランティア養成数	6人	11人				
				また、障害者スポーツをとりまく現状を把握し、取組を充実させていくことにより、障害者スポーツを楽しむ環境づくりに努めています。	<input type="radio"/>	障害のある人が会員になっている総合型地域スポーツクラブの数	5ヶ所 <sup>†</sup>	11ヶ所 <sup>†</sup>				
				奈良県障害者スポーツ協会や奈良県障害者スポーツ指導者協議会と連携して、引き続き、障害のある人がスポーツを行う際に、それぞれの特性を理解し、障害の種別や程度に応じた技術的な指導・助言を行うことができるスポーツ指導者の養成、指導力の向上、市町村等への派遣など活用を図っていくとともに、学生など若い世代にも広く呼びかけ、次世代の担い手確保に努めます。	<input type="radio"/>	障害特性を理解し、障害種別や程度に応じた技術的な指導・助言を行うことができるスポーツ指導者を養成するとともに、その指導力の向上を図る。						
				また、日本バラススポーツ協会と連携して、障害者スポーツボランティア人材バンク・スポーツボランティア登録制度の運営や障害者スポーツ指導員養成講習会の開催など、障害のある人の運動・スポーツへの参加を支援する人材の確保・育成・資質の向上を図るとともに、その活動を支える体制の充実を進めます。	<input type="radio"/>	障害特性を理解し、障害種別や程度に応じた技術的な指導・助言を行うことができるスポーツ指導者を養成するとともに、その指導力の向上を図る。						

# 奈良県障害者施策の推進について

## viii 誰もが気軽に社会参加できる環境づくり

viii 誰もが気軽に社会参加できる環境づくり													
	ページ番号	取組	R6年度事業内容・取組内容	障害種別					指標	R6年度実績	R5年度実績		
				身体	知的	精神	発達	難病					
文化芸術活動等の充実	73	① 文化芸術活動等に参加する機会の充実	障害のある人の文化芸術活動の発表の場として、「奈良県みんなでたのしむ大芸術祭」で多くの方に参加していただくとともに、障害のある人とない人の交流の機会を増やします。「奈良県障害者芸術文化活動支援センター」を設置し、奈良県の障害者芸術文化活動（美術・演劇・音楽等）の更なる振興を図ることを目的として、地域における障害者および団体等の文化芸術活動を支援します。また、県内から広く募集した作品を展示する障害者作品展の開催等により、障害のある人の文化芸術活動や余暇活動への参加を促進します。	○	○	○	○	○	作品数	79点	726点		
				○	○	○	○	○	出展者数	1,459人	1,682人		
		② 県立文化施設における取組の充実	県立文化施設では、来館者に優しい導線の確保、障害者用駐車場・トイレの整備等の施設のバリアフリー化や情報提供、観覧料の減免等を行います。	○	○	○	○	○	障がいのあるなしや性別・年齢にかかわらず、「みんな」が参加し「たのしむ」ことができる「奈良県みんなでたのしむ大芸術祭」を県内各地で開催 開催期間 毎年9月1日～11月30日	40,378人	52,026人		
				○	○	○	○	○	①障害のある人及び介護人の入館者数 ②施設使用料の減免措置利用者数	①1,380人 ②0件	①1,017人 ②0件		
				○	○	○	○	○	障害のある人及び介護人の入館者数	2,971人	2,227人		
	74		障害のある人及びその介助者について、全ての展覧会の観覧料を免除（介助者は、障害のある人1人につき1人限り） 企画展示室等を利用する場合、使用料の一部を免除 専用駐車スペース、専用トイレの設置、車いすの無料貸出等を実施	○	○	○	○	○	障害のある人及び介護人の入館者数	325人	707人		
				○	○	○	○	○	障害のある人及び介護人の入館者数	105件	119件		
				○	○	○	○	○	①駐車場利用料減免処理数 ②施設使用料の減免措置利用者数	6件	6件		
				○	○	○	○	○	障害のある人及び介護人の入館者数	1,153人	1,046人		
				○	○	○	○	○	障害のある人及び介護人の入館者数	同上	同上		